

令和4年度

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

### 第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会



国立障害者リハビリテーションセンター

令和5年2月17日

於：Web会議形式

令和4年度 第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会  
(高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業)

開催日時：令和5年2月17日(金) 10:00~12:00

開催方法：Web会議方式 (Zoom)

対象者：高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会委員等

開会

議事

- |   |   |             |
|---|---|-------------|
| 1 | 開会あいさつ<br>国立障害者リハビリテーションセンター 総長                             | 10:00~10:03 |
| 2 | 各ブロック会議検討課題等への質疑応答  | 10:03~11:25 |
| 3 | 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 運営方針及び施策の動向<br>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 | 11:25~11:35 |
| 4 | 高次脳機能障害情報・支援センター ウェブサイトの改修について<br>国立障害者リハビリテーションセンター        | 11:35~11:45 |
| 5 | 質疑応答  | 11:45~11:57 |
| 6 | 閉会あいさつ<br>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局長                          | 11:57~12:00 |

閉会

## 目 次

I	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	
	高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会委員構成	1
	支援拠点機関一覧	6
	支援拠点機関ブロック	10
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する	
	支援普及事業実施要綱（都道府県実施分）	11
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する	
	支援普及事業実施要綱（国リハ実施分）	13
	高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会運営要領	16
	支援コーディネーター全国会議運営要領	18
	理念図	20
II	各ブロック会議検討課題等への質疑応答	23
III	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 運営方針及び施策の動向	
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	62
IV	高次脳機能障害情報・支援センター ウェブサイトの改修について	
	国立障害者リハビリテーションセンター	69

# I 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

## 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会委員構成

### 連絡協議会委員

委員長 芳賀 信彦

#### 1 厚生労働省委員

障害保健福祉部

鈴木 航太、田中 裕記、中川 良昭

国立障害者リハビリテーションセンター

芳賀 信彦、川久保重之、工藤 裕司、深田 聡、

菊池 芳久、今橋久美子、立石 博章

#### 2 都道府県委員 各都道府県より2名

## 幹事会

幹事長 芳賀 信彦（国リハ自立支援局長）

副幹事長 鈴木 航太（障害保健福祉部精神・障害保健課長補佐）

幹事 田中 裕記（障害保健福祉部精神・障害保健課長補佐）

中川 良昭（障害保健福祉部精神・障害保健課  
心の健康支援室長補佐）

川久保重之（国リハ管理部長）

工藤 裕司（国リハ自立支援局総合相談支援部長）

深田 聡（国リハ企画統括官）

菊池 芳久（国リハ企画・情報部長）

（併任）高次脳機能障害情報・支援センター長）

今橋久美子（国リハ高次脳機能障害情報・支援センター  
研究室長）

立石 博章（国リハ高次脳機能障害情報・支援センター  
高次脳機能障害支援推進官）

令和4年度高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会委員名簿

(令和5年2月現在)

番号	都道府県	所属	役職	氏名
1	1 北海道	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	課長補佐	半沢 元洋
	2 北海道	北海道大学病院リハビリテーション部	高次脳機能障害 支援コーディネーター	玉川 侑那
2	3 青森県	弘前脳卒中リハビリテーションセンター	リハビリテーション科 部長	岩田 学
	4 青森県	青森県健康福祉部障害福祉課	課長	櫻庭 仁明
3	5 岩手県	いわてリハビリテーションセンター 医療連携部総合相談科	科長	上田 大介
	6 岩手県	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	主事	高橋 希望
4	7 宮城県	東北医科薬科大学病院リハビリテーション部	副言語聴覚士長	目黒 祐子
	8 宮城県	宮城県保健福祉部精神保健推進室	技師	漆山 祐一
5	9 秋田県	秋田県健康福祉部障害福祉課	技師	安達 史緒
	10 秋田県	秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター	医療相談連携室長	高橋 敏弘
6	11 山形県	山形県健康福祉部障がい福祉課	主査	佐藤 寛恵
	12 山形県	山形県高次脳機能障がい者支援センター	支援コーディネーター	山口 瑞貴
7	13 福島県	福島県保健福祉部障がい福祉課	主任主査	大河内 俊英
	14 福島県	一般財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院	社会福祉士	野本 尚子
8	15 茨城県	茨城県高次脳機能障害支援センター	副センター長	高橋 由紀
	16 茨城県	茨城県福祉部障害福祉課	主事	高野 智広
9	17 栃木県	栃木県保健福祉部障害福祉課	係長	亀山 智子
	18 栃木県	栃木県障害者総合相談所	発達・高次脳機能障害 支援課長	矢口 君江
10	19 群馬県	日本赤十字社群馬県支部前橋赤十字病院 医療社会事業部医療社会福祉課	係長	碓井 祐太郎
	20 群馬県	群馬県健康福祉部障害政策課精神保健室 精神保健・発達支援係	主事	深澤 紗季
11	21 埼玉県	埼玉県福祉部障害者福祉推進課	主幹	関根 雄一
	22 埼玉県	埼玉県総合リハビリテーションセンター	支援部長	石井 直人
12	23 千葉県	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	副主査	金井 綾子
	24 千葉県	千葉県千葉リハビリテーションセンター	高次脳機能障害支援部 長	長谷川 純子
13	25 東京都	東京都心身障害者福祉センター	地域支援課長	外川 達也
	26 東京都	東京都福祉保健局障害者施策推進部	精神保健医療課長	佐藤 淳哉
14	27 神奈川県	神奈川県健康医療局 県立病院課調整グループ	主査	天内 徹
	28 神奈川県	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課調整グループ	副主幹	吉田 剛
15	29 新潟県	新潟県福祉保健部障害福祉課	主事	樋山 麻優子
	30 新潟県	新潟県精神保健福祉センター	副参事	加治 麻美子
16	31 富山県	富山県厚生部障害福祉課	係長	竇達 芳郎
	32 富山県	富山県高次脳機能障害支援センター	支援コーディネーター	水和 佳子

番号	都道府県	所属	役職	氏名
17	33 石川県	石川県リハビリテーションセンター	担当課長	原 みどり
	34 石川県	石川県障害保健福祉課	主事	宍戸 宏充
18	35 福井県	福井県高次脳機能障害支援センター	支援コーディネーター	富田 浩生
	36 福井県	福井県健康福祉部障がい福祉課	主事	東 佑典
19	37 山梨県	山梨県福祉保健部健康増進課	専門員	柴田 昌子
	38 山梨県	山梨県高次脳機能障害者支援センター (医療法人銀門会甲州リハビリテーション病院)	支援コーディネーター	平原 由梨子
20	39 長野県	長野県健康福祉部障がい者支援課	課長	藤木 秀明
	40 長野県	長野県立総合リハビリテーションセンター 更生相談室	室長	小倉 正浩
21	41 岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	課長補佐兼係長	上野 浩司
	42 岐阜県	岐阜県健康福祉部保健医療課	主任技師	田近 俊哉
22	43 静岡県	社会福祉法人明光会サポートセンター コンパス北斗	相談支援専門員	石田 孝祐
	44 静岡県	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課	主幹	日吉 幸野
23	45 愛知県	愛知県福祉局福祉部障害福祉課	主査	野村 由里
	46 愛知県	名古屋市総合リハビリテーションセンター	総合相談部長	小島 一郎
24	47 三重県	藤田医科大学七栗記念病院	病院長	園田 茂
	48 三重県	三重県子ども・福祉部障がい福祉課	主事	小掠 友美
25	49 滋賀県	滋賀県高次脳機能障害支援センター	所長	柴田 有加里
	50 滋賀県	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	主事	清水 脩也
26	51 京都府	京都府リハビリテーション支援センター	センター長	近藤 正樹
	52 京都府	京都府健康福祉部障害者支援課	課長補佐兼係長	庄田 昭彦
27	53 大阪府	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課	主事	オルセン 裕二
	54 大阪府	大阪府障がい者自立相談支援センター	総括主査	安部 紫
28	55 兵庫県	総合リハビリテーションセンター 地域ケア・リハビリテーション支援センター	相談支援コーディネーター	山本 洋敬
	56 兵庫県	兵庫県福祉部障害福祉課	職員	堂蘭 晃子
29	57 奈良県	奈良県障害者総合支援センター 高次脳機能障害支援センター	支援コーディネーター	河地 睦美
	58 奈良県	奈良県福祉医療部障害福祉課	係長	高塚 好美
30	59 和歌山県	和歌山県福祉保健部障害福祉課	主事	山本 晃佑
	60 和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	主任	広中 収
31	61 鳥取県	鳥取県高次脳機能障がい支援拠点機関 野島病院高次脳機能センター	支援コーディネーター	望月 加奈子
	62 鳥取県	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 障がい福祉課	保健師	中倉 晃代
32	63 島根県	島根県健康福祉部障がい福祉課	療育・相談支援 グループリーダー	内田 将之
	64 島根県	松ヶ丘病院	西部地域支援 コーディネーター	大上 陽子
33	65 岡山県	社会福祉法人旭川荘	高次脳機能障害 支援室長	横山 なおみ
	66 岡山県	岡山県健康福祉部健康推進課精神保健福祉班	主事	橋本 康平

番号	都道府県	所属	役職	氏名
34	67 広島県	広島県立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能センター	センター長	近藤 啓太
	68 広島県	広島県健康福祉局疾病対策課	主査	中 保子
35	69 山口県	山口県障害者支援課	主任	花屋 沙也加
	70 山口県	山口県立こころの医療センター	精神保健福祉士 (支援コーディネーター)	石田 英子
36	71 徳島県	徳島大学病院	言語聴覚士	中村 和己
	72 徳島県	徳島県健康づくり課	係長	土肥 奈穂子
37	73 香川県	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション 事業団	科長 (支援コーディネーター)	森川 麻理
	74 香川県	香川県健康福祉部障害福祉課	主事	三上 昭子
38	75 愛媛県	松山リハビリテーション病院	院長・理事長	木戸 保秀
	76 愛媛県	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課	主事	河野 貴彦
39	77 高知県	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課	主幹	藤田 幸久
	78 高知県	高知県高次脳機能障害支援拠点センター青い空	支援コーディネーター	津野 雅人
40	79 福岡県	福岡県保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	主任技師	藤本 由夏
	80 福岡県	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	支援コーディネーター	牟田 茂
41	81 佐賀県	佐賀県障害福祉課	主任保健師	橋本 泰代
	82 佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	高次脳機能障害者 支援コーディネーター	森永 真理
42	83 長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	主任技師	兼俵 敬太
	84 長崎県	長崎県障害福祉課	係長	後田 博智
43	85 熊本県	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	参事	小濱 喜彦
	86 熊本県	熊本託麻台リハビリテーション病院	支援コーディネーター	山本 恵利香
44	87 大分県	医療法人光心会	理事長	武居 光雄
	88 大分県	大分県福祉保健部障害福祉課	技師	山辺 大輔
45	89 宮崎県	宮崎県障がい福祉課社会参加推進・管理担当	主任主事	山田 雄一郎
	90 宮崎県	宮崎県身体障害者相談センター	支援コーディネーター	黒木 和代
46	91 鹿児島県	鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課	精神保健福祉係長	小田 房子
	92 鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	相談支援課長	嘉納 恵美子
47	93 沖縄県	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	班長	上間 勝盛
	94 沖縄県	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	主事	松堂 秀太

高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関一覧

(令和5年2月現在)

都道府県	支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
全国拠点センター	国立障害者リハビリテーションセンター	359-8555	埼玉県所沢市並木4-1	04-2995-3100
北海道	北海道大学医学部附属病院	060-8648	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161
	NPO法人コロポックルさっぽろ	062-0051	札幌市豊平区月寒東1条17丁目5-39	011-858-5600
	NPO法人 Re～らぶ	003-0023	札幌市白石区南郷通7丁目北5-29スタジオセブンビル 2F	011-868-7844
	こころのリカバリー総合支援センター	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-861-6353
	北海道渡島保健所	041-8551	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9547
	北海道江差保健所	043-0043	檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053
	北海道八雲保健所	049-3112	二海郡八雲町末広町120	0137-63-2168
	北海道江別保健所	069-0811	江別市錦町4番地の1	011-383-2111
	北海道千歳保健所	066-8666	千歳市東雲町4丁目12	0123-23-3175
	北海道倶知安保健所	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1957
	北海道岩内保健所	045-0022	岩内郡岩内町字清住252-1	0135-62-1537
	北海道岩見沢保健所	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0100
	北海道滝川保健所	073-0023	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201
	北海道深川保健所	074-0002	深川市2条18番6号	0164-22-1421
	北海道室蘭保健所	051-8555	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9847
	北海道苫小牧保健所	053-0021	苫小牧市若草町2丁目2-21	0144-34-4168
	北海道浦河保健所	057-0007	浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071
	北海道静内保健所	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251
	北海道上川保健所	079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5992
	北海道名寄保健所	096-0005	名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121
	北海道富良野保健所	076-0011	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161
	北海道留萌保健所	077-0027	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-64-8327
	北海道稚内保健所	097-8525	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-3703
	北海道北見保健所	090-8518	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171
	北海道網走保健所	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0698
	北海道紋別保健所	094-8642	紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108
	北海道帯広保健所	080-0803	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9084
	北海道釧路保健所	085-0826	釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811
北海道根室保健所	087-0009	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	
北海道中標津保健所	086-1001	標津郡中標津町東1条南6丁目1-3	0153-72-2168	
青森県	財団法人黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	036-8104	弘前市扇町1丁目2番地1	0172-28-8220
	公益財団法人シルバーリハビリテーション協会 メディカルコート八戸西病院	039-1103	八戸市大字長苗代字中坪77	0178-28-5252

都道府県	支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
岩手県	いわてリハビリテーションセンター	020-0503	岩手郡雫石町七ツ森16番地243	019-692-5800
宮城県	宮城県リハビリテーション支援センター	981-1217	名取市美田園2-1-4 まなウエルみやぎ	022-784-3592
	東北医科薬科大学病院	983-0005	仙台市宮城野区福室1-12-1	022-259-1221
	仙台市障害者総合支援センター (ウエルポートせんだい)	981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央二丁目24-1	022-771-6511
秋田県	秋田県立病院機構リハビリテーション・精神医療センター	019-2413	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	018-892-3751
山形県	国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126番地の2	023-681-3394
	山形県庄内高次脳機能障がい者支援センター (鶴岡協立リハビリテーション病院内)	997-0346	鶴岡市上山添字神明前38	0235-57-5877
福島県	総合南東北病院	963-8052	郡山市八山田7丁目115	024-934-5680
	あづま脳神経外科病院	960-1101	福島市大森字柳下16番地の1	024-544-3650
	会田病院	969-0213	西白河郡矢吹町本町216	0248-42-2370
	竹田総合病院	965-8585	会津若松市山鹿町3-27	0242-29-9898
	南相馬市立総合病院	975-0033	南相馬市原町区高見町2丁目54-6	0244-22-3185
	常盤病院	972-8322	いわき市常盤上湯長谷町上ノ台57	0246-43-7164
茨城県	茨城県高次脳機能障害支援センター	300-0394	稲敷郡阿見町阿見4669-2	029-887-2605
	志村大宮病院	319-2261	常陸大宮市上町313	0295-53-1111
	立川記念病院	309-1736	笠間市八雲2-12-14	0296-77-7211
	筑波記念病院	300-2622	つくば市要1187-299	029-864-1212
栃木県	栃木県障害者総合相談所	320-0065	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-6114
	栃木県立リハビリテーションセンター	320-0065	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-6101
	足利赤十字病院	326-0843	足利市五十部町284-1	0284-21-0121
	国際医療福祉大学病院	329-2763	那須塩原市井口537-3	0287-37-2221
	栃木県医師会塩原温泉病院	329-2921	那須塩原市塩原1333	0287-32-4111
	真岡中央クリニック	321-4337	真岡市上高間木2-24-4	0285-82-2245
	リハビリテーション花の舎病院	329-0112	下都賀郡野木町南赤塚1196-1	0280-57-1200
群馬県	前橋赤十字病院	371-0811	前橋市朝倉町389-1	027-265-3333
埼玉県	埼玉県高次脳機能障害者支援センター (埼玉県総合リハビリテーションセンター内)	362-8567	上尾市西貝塚148-1	048-781-2236
千葉県	千葉県千葉リハビリテーションセンター	266-0005	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831
	旭神経内科リハビリテーション病院	270-0022	松戸市栗ヶ沢789-1	047-385-5566
	亀田リハビリテーション病院	296-0041	鴨川市東町975番地2	04-7093-1400
	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	289-2511	旭市イの1326番地	0479-63-8111
東京都	東京都心身障害者福祉センター	162-0823	新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12~15階	03-3235-2955
神奈川県	神奈川県総合リハビリテーションセンター	243-0121	厚木市七沢516	046-249-2602
新潟県	新潟県精神保健福祉センター	950-0994	新潟市中央区上所2-2-3	025-280-0114
富山県	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	931-8517	富山市下飯野36	076-438-2233
石川県	石川県リハビリテーションセンター	920-0353	金沢市赤土町二13-1	076-266-2860

都道府県	支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
福井県	福井県高次脳機能障害支援センター (福井総合クリニック内)	910-0067	福井市新田塚1-42-1	0776-21-1300
山梨県	山梨県高次脳機能障害者支援センター (医療法人銀門会甲州リハビリテーション病院内)	406-0032	笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121 (代表番号)
長野県	長野県立総合リハビリテーションセンター	381-0008	長野市下駒沢618-1	026-296-3953
	佐久総合病院	384-0301	佐久市臼田197	0267-82-3131
	桔梗ヶ原病院	399-6461	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012
	健和会病院	395-0801	飯田市鼎中平1936	0265-23-3116
岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	502-0854	岐阜市鷺山向井2563-18	058-231-9724
	中部脳リハビリテーション病院	505-8503	美濃加茂市古井町下古井590	0574-66-5800
静岡県	社会福祉法人明光会 サポートセンターコンパス北斗	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-278-7828
	社会福祉法人天竜厚生会 相談支援事業所さずな	431-3423	浜松市天竜区渡ヶ島180-3	053-583-1148
	NPO法人はっぴい	417-0807	富士市神戸441-1	0545-21-4000
	社会福祉法人Mネット東遠 相談支援事業所 Mネット	436-0079	菊川市赤土1660-1	0537-29-8970 (中東地区) 0537-28-9716 (東遠地区)
	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター なかいざりハ	410-2507	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2195
	社会福祉法人十字の園 オリブ	410-3624	賀茂郡松崎町江奈157	0558-43-3131
愛知県	なごや高次脳機能障害支援センター (名古屋総合リハビリテーションセンター内)	467-8622	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3814
	特定非営利活動法人 高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」 高次脳機能障害者支援センター	440-0047	豊橋市東田仲の町57	0532-63-6644
三重県	三重県身体障害者総合福祉センター	514-0113	津市一身田大古曾670-2	059-231-0155
滋賀県	滋賀県高次脳機能障害支援センター	525-0072	草津市笠山8-5-130	077-561-3486
京都府	京都府リハビリテーション支援センター	602-8566	京都市上京区河原町通 広小路 上る 梶井町465	075-221-2611
	京都市高次脳機能障害者支援センター	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30番地	075-823-1658
	京都府北部リハビリテーション支援センター	624-0906	舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内	0773-75-7556
大阪府	障がい者医療・リハビリテーションセンター (高次脳機能障がい相談支援センター)	558-0001	大阪市住吉区大領3-2-36	06-6692-5262
	堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号	072-275-5019
兵庫県	兵庫県立総合リハビリテーションセンター	651-2134	神戸市西区曙町1070	078-927-2727
奈良県	奈良県障害者総合支援センター 高次脳機能障害支援センター	636-0345	磯城郡田原本町大字多722番地	0744-32-0200
和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437番地の218	073-441-7070
鳥取県	医療法人十字会 野島病院 高次脳機能センター	682-0863	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-27-0205
島根県	エスポアール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
	松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木5-1-8	0852-21-3565
	松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711
岡山県	川崎医科大学附属病院	701-0114	倉敷市松島577	086-462-1111
	社会福祉法人 旭川荘	700-0952	岡山市北区平田407	086-245-7361
広島県	広島県立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能センター	739-0036	東広島市西条町田口295-3	082-425-1455
山口県	山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター	755-0241	宇部市東岐波4004-2	0836-58-1218
徳島県	徳島大学病院 高次脳機能障害支援センター	770-8503	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-633-9107 (患者支援センター)

都道府県	支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
香川県	かがわ高次脳機能障害支援センター（R5年度内に開設予定） （かがわ総合リハビリテーションセンター内）	761-8057	高松市田村町1114番地	087-867-7686
愛媛県	松山リハビリテーション病院	791-1111	松山市高井町1211番地	089-975-7431
高知県	高知県高次脳機能障害支援拠点センター 青い空（近森リハビリテーション病院内）	780-0843	高知市廿代町2-22	090-6535-6370
福岡県	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	811-3113	古賀市千鳥3-1-1	092-944-2011
	久留米大学病院	830-0011	久留米市旭町67	0942-35-3311
	産業医科大学病院	807-8556	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611
	福岡市立心身障がい福祉センター	810-0072	福岡市中央区長浜1丁目2-8	092-721-1611
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	849-8501	佐賀市鍋島5丁目1番1号 佐賀大学医学部附属病院リハビリ テーション科	0952-34-3482
	佐賀県高次脳機能障害者相談支援センターふらむ （一般社団法人ふらむ佐賀）	849-0924	佐賀市新中町8番20リファイン佐賀 敷地内（一般社団法人ふらむ佐賀 内）	0952-60-2636
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-5515
熊本県	熊本県高次脳機能障害支援センター （熊本託麻台リハビリテーション病院内）	862-0924	熊本市中央区帯山8-2-1	096-381-5142
大分県	農協共済別府リハビリテーションセンター	874-8611	別府市大字鶴見字中山田 1026-10	0977-67-1711
	諏訪の杜病院	870-0945	大分市大字津守888番地の6	097-567-1277
宮崎県	宮崎県身体障害者相談センター	880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地2 （宮崎県総合保健センター内）	0985-29-2556
	宮崎大学医学部附属病院	889-1692	宮崎市清武町木原5200	0985-85-1510
鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	890-0021	鹿児島市小野1丁目1番1号	099-228-9568
沖縄県	沖縄リハビリテーションセンター病院	904-2173	沖縄市比屋根2-15-1	098-982-1777
	平安病院	901-2111	浦添市字経塚346	098-877-6467

令和4年度 ブロックの設定

ブロック名	都道府県名
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越・東京 ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
北陸ブロック	福井県、富山県、石川県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱  
(都道府県実施分)

## 第1 目的

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業は、高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者への支援に関する取り組みを普及定着させるため、都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等（以下「支援拠点機関」））において、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を行い、もって高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、指定都市又は中核市で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合には、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

## 第3 事業内容

### 1 相談支援事業等

支援拠点機関に支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、支援を必要とする高次脳機能障害者の社会復帰のための相談支援、地域の関係機関との調整等を行うものとする。

### 2 普及・啓発事業

高次脳機能障害の正しい理解を普及促進するため、地域の実態の把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援手法、普及啓発方法等について、総合的な検討を行うとともに、講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及・啓発活動を行うものとする。

### 3 研修事業

自治体職員、支援拠点機関職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、関係者の資質の向上及び高次脳機能障害者に対する支

援体制の確立を図るものとする。

#### 4 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会等への参加

全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとなる国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）が開催する「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」及び「支援コーディネーター全国会議」に支援関係職員等を派遣し、全国の事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行い、高次脳機能障害者に対する支援手法等の向上を図るものとする。

#### 5 広域自治体間連携

高次脳機能障害に関する支援手法等の向上を図るため、必要に応じて、他の都道府県と事業の実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議を開催し、または、他の都道府県が開催する会議に支援関係職員等を派遣するものとする。

### 第4 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

### 第5 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

### 第6 その他

1. 本事業に係る国立リハセンター実施分については、別に定めるところによる。
2. この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱

### (国立障害者リハビリテーションセンター実施分)

#### 第1 目 的

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）においては、同センター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとして、各都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援拠点機関との連携を図り、高次脳機能障害に関する取り組みを普及定着させるため、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び支援コーディネーター全国会議の開催並びに研修事業を含む普及啓発活動を行うとともに、各種プログラムの検証を行い、さらに有効性のあるものにするなど、高次脳機能障害者への適切な支援の普及定着を図るものとする。

#### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、国立リハセンターとする。

#### 第3 事業内容

##### 1 高次脳機能障害に関する支援普及事業

###### (1) 総合的なリハビリテーションの実践

高次脳機能障害者に対する診断、評価をはじめ就労・就学等に向けた各種の訓練プログラムの実施及び家族支援、社会参加の促進までを含めた総合的なリハビリテーションを行うものとする。

###### (2) 情報収集及び提供

高次脳機能障害者支援に必要な最新の国内外の情報や研究成果等を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報を高次脳機能障害情報・支援センターホームページ等を通じて発信する。

###### (3) 普及啓発の充実

高次脳機能障害支援関係職員等を対象に効果的な支援方法や必要な知識と技術の習得を目的とした研修会及びシンポジウム等を開催するものとする。

#### (4) 関係機関等との連携

高次脳機能障害情報・支援センターを通じて、各都道府県に設置される高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関をはじめ、関係機関（医療機関、保健所、福祉施設、教育機関等）や支援に携わる者との連携に努め、専門的かつ技術的な指導・助言、情報の還元を行うものとする。

### 2 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会の設置

(1) 高次脳機能障害者に対する相談支援、医療及び福祉サービス提供の実務を通じて、訓練方法及び社会復帰支援方法等の検証と事業の実施状況の分析、普及啓発方法等について協議、検討するため、「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(2) 協議会は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員、国立リハセンター職員、都道府県等職員及び国立リハセンター総長が必要と認めた者をもって構成する。

(3) 協議会の運営に必要な事項については、別に定める。

### 3 支援コーディネーター全国会議の開催

(1) 支援拠点機関の支援コーディネーターの職務の向上と情報交換を通じた支援施策の均てん化を図るため、支援コーディネーター全国会議を開催するものとする。

(2) 支援コーディネーター全国会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員、国立リハセンター職員、支援拠点機関の支援コーディネーター及び国立リハセンター総長が必要と認めた者をもって構成する。

(3) 支援コーディネーター全国会議の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 第4 秘密の保持

本事業に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
なお、職務を退いた後も同様とする。

#### 第5 その他

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会運営要領

### 第1 目的

この要領は、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（国立障害者リハビリテーションセンター分）第3の2の（3）の規定に基づき、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

### 第2 協議会の構成

協議会は、次に掲げる者のうち、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）総長が委嘱する委員をもって構成する。

- 一 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員
- 二 国立リハセンター職員
- 三 都道府県等職員
- 四 国立リハセンター総長が必要と認めた者

### 第3 委員長の選任等

- 1 協議会に委員長を置くこととし、国立リハセンター総長が指名する。
- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ国立リハセンター総長が指名する委員がこれを代理する。

### 第4 委員の任期

協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 幹事会の設置

- 1 協議会の運営に関し総合的企画及び調査等を行うために幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会に幹事長及び幹事を置くこととし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員及び国立リハセンター職員のうち委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は、会務を掌理する。

## 第6 会議の開催及び公開等

- 1 協議会及び幹事会は、必要に応じ開催する。
- 2 協議会は原則公開とし、幹事会は非公開とする。ただし、委員長が認めた場合はこの限りでない。

## 第7 守秘義務

- 1 協議会及び幹事会の運営に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の定めは当該業務を退いた後も同様とする。

## 第8 協議会の庶務

協議会及び幹事会の庶務は、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて処理する。

## 第9 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項等は別に定める。
- 2 この要領は、平成18年4月1日から施行するものとする。

(附則)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 支援コーディネーター全国会議運営要領

### 第1 目的

この要領は、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（国立障害者リハビリテーションセンター分）第3の3の（3）の規定に基づき、支援コーディネーター全国会議（以下「全国会議」という。）の運営に必要な事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

### 第2 全国会議の構成

全国会議は、次に掲げる者のうち国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）総長が参加を認めた者をもって構成する。

- 一 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員
- 二 国立リハセンター職員
- 三 支援拠点機関等の支援コーディネーター
- 四 国立リハセンター総長が必要と認めた者

### 第3 議長を選任等

- 1 全国会議に議長を置くこととし、国立リハセンター総長が指名する。
- 2 委員長は、会務を掌理する。

### 第4 全国会議の調整等

- 1 全国会議開催の企画、調整は、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会幹事会が行う。
- 2 全国会議は必要に応じ開催することとし、会議は原則公開とする。

### 第5 守秘義務

- 1 全国会議の運営に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らし

てはならない。

- 2 前項の定めは当該職務を退いた後も同様とする。

## 第6 全国会議の庶務

全国会議の庶務は、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて処理する。

## 第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、全国会議の運営に必要な事項等は、別に定める。
- 2 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

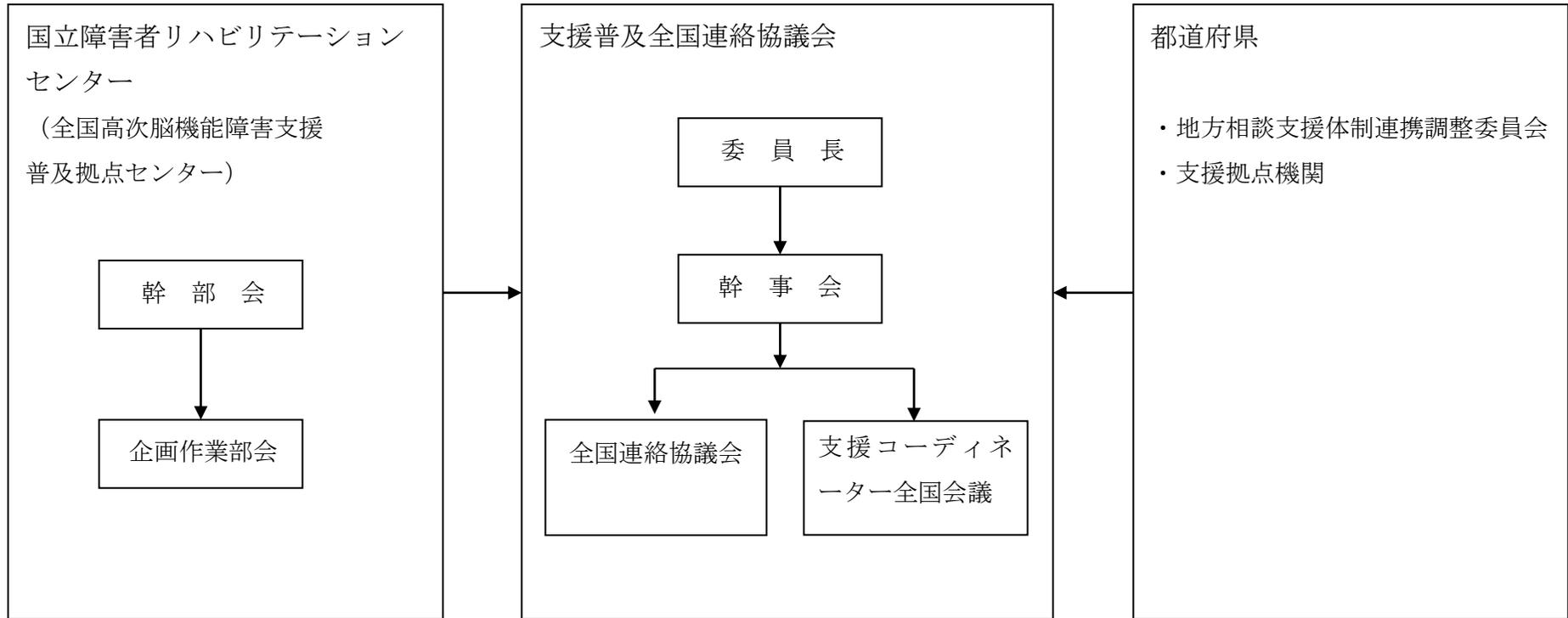
(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

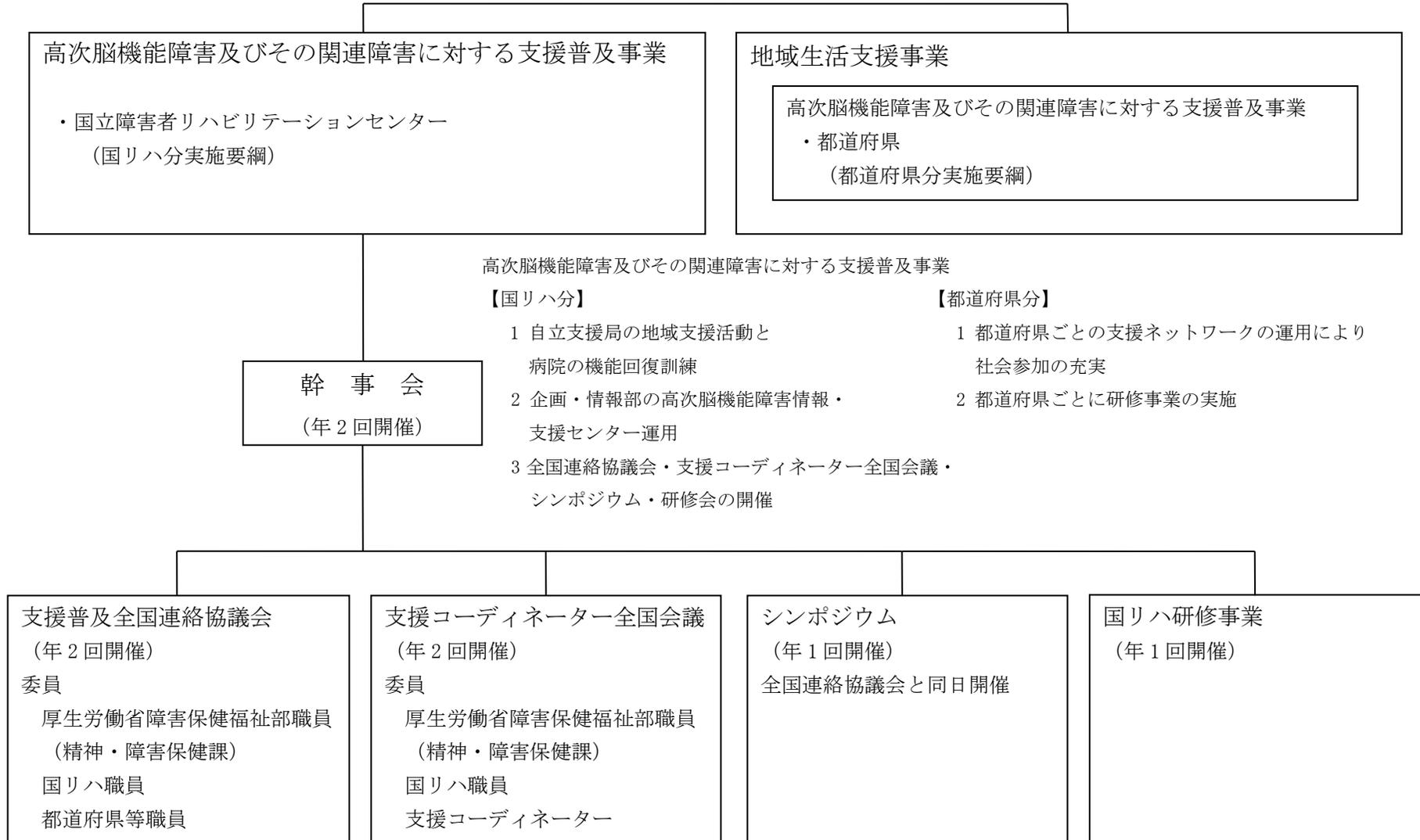
# 1 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

連絡協議会・委員会等配置図

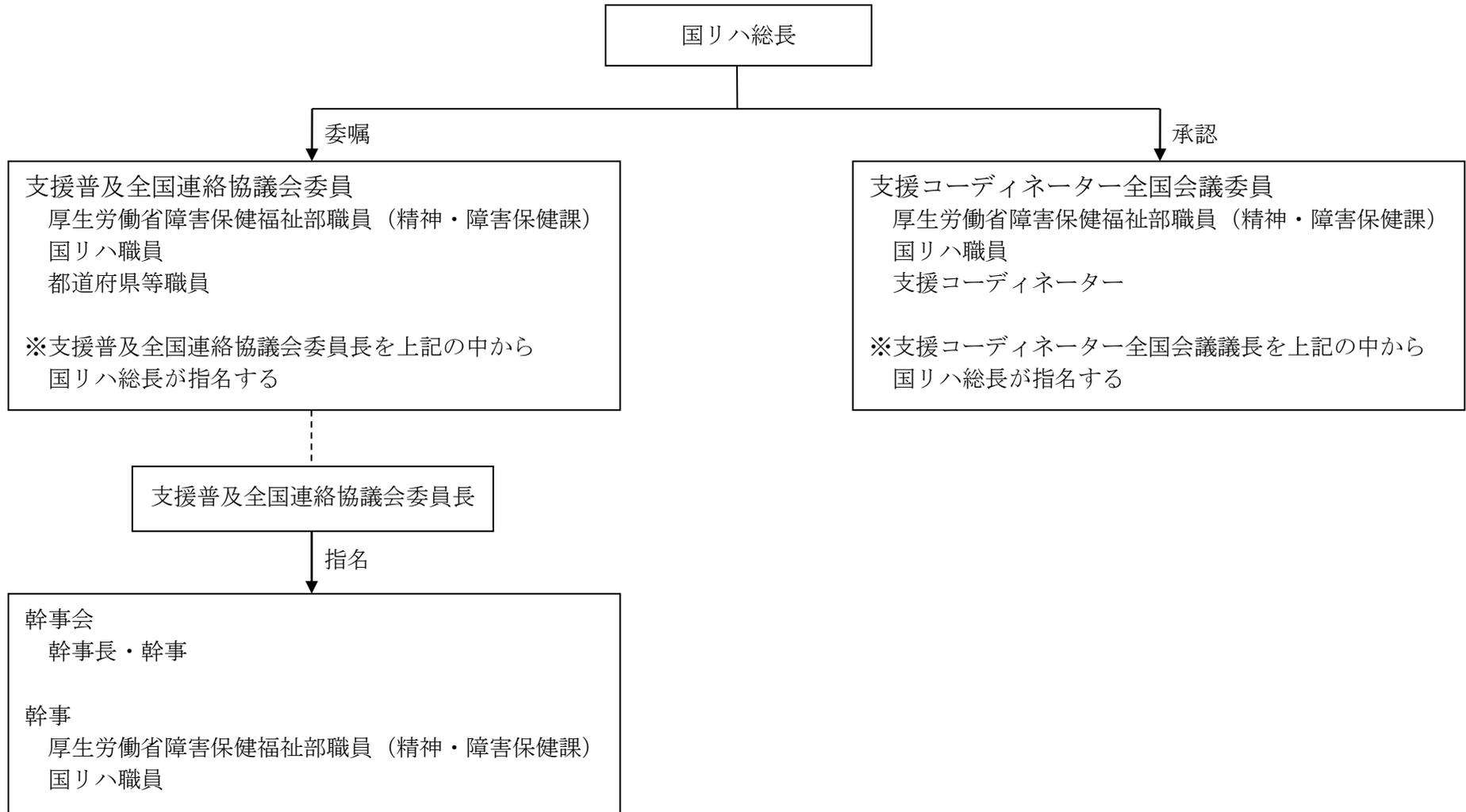
支援普及全国連絡協議会事務局：国リハ企画・情報部 高次脳機能障害情報・支援センター



## 2 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業とその構成



### 3 支援普及全国連絡協議会及び支援コーディネーター全国会議の委員等配置



# 各ブロック会議検討課題等への質疑応答

## 質疑応答一覧

### 1. 相談支援

※「質問箇所資料ページ」は、令和4年度第1回全国連絡協議会資料のページ

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
1 石川県	48ページ	高次脳機能障害専門相談員養成研修の詳細について教えて欲しい。 ※対象者、研修内容、認定方法、養成者数、連携方法など	滋賀県	身近な地域で相談や対応可能な「高次脳機能障害」を理解した支援者の養成を目指して平成27年度から人材育成の養成研修を開始している。 対象者は、医療従事者、障害福祉領域従事者、介護保険領域従事者とし、多職種が学ぶ研修である。1年ごとに約30名程度の認証ができ、現在は137名の方が初任者として輩出、有効期限を5年としている。研修カリキュラムは、基本的な知識とアセスメント、制度や社会資源を学ぶところを講義形式で行い、最終回は架空事例を用い、生物心理社会モデルの考え方を取り入れたグループワークを行っている。またこのケースのプランニングまでを医療職も含めた多職種が入ったグループで協議する内容となっている。さらにフォローアップ研修として、地域との連携を意識した支援者の養成を目指してスキルアップ研修も行っている。認定方法は、課題の提出とプログラムすべての研修の受講終了者に、県知事印のはいった認証証を発行している。連携方法は、個々のケースを通じて顔の見える関係で連携がしやすくなったことも大きな成果としてあげられるが、圏域の高次脳機能障害連絡調整会議への参画依頼や高次脳機能障害勉強会の講師やファシリテーターとしても活躍してもらっている。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
2 岐阜県	47ページ	・本県ではコロナ禍の現在でも対面式による個別相談会を精神保健福祉センターで実施(R3から開始)。相談員は県内各地の支援コーディネーターに協力を頂き、輪番制で対応しています。オンラインの場合、移動の負担がないなどメリットが多いと思いますが、一方、デメリットや苦勞する点がありますか。また、実施に当たって何か工夫している点がありましたら、参考までに教えてください。	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの面談を希望される方は、当事者様・ご家族様でもPCの扱いに慣れた限られた方になる。(何らかオンライン上の会議やリモート勤務等の経験・環境の整っている方)</li> <li>・立地的に遠方であり、来所の場合片道1時間程度かかる方にとっては、時間的メリットがある。</li> <li>・オンライン面談では、相手の表情・雰囲気等の情報収集が難しいが、逆にそのような距離感をご所望されている方もいるように感じる。</li> </ul> <p>&lt;注意している点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談の内容のプライバシーや安全性が守られるように注意する</li> <li>・疲労しやすいので、長時間にならないよう終了時間の設定</li> <li>・資料等を見やすいようにご準備する (事前に郵送・メールでお送りする)</li> <li>・通信機器のトラブルのないよう事前点検</li> </ul>
3 香川県	98, 99 ページ	【弘前脳卒中・リハビリテーションセンター】 ネットでの相談はしているのか。しているなら、どれくらいの相談があったのかなど教えて欲しい。	青森県	<p>ネット相談については、青森県高次脳機能障害支援拠点機関専用ホームページをアップしましたが、ネット検索上位にあがってこず、まだ軌道に乗っていません。現在、専門の方に相談し修正予定としております。</p> <p>当病院代表の問い合わせメールへの相談は以前からありましたが、件数は少ない状況(年間10件程度)で、高次脳機能障害の方のみならず、認知症高齢者の相談等も混在しておりました。日時を気にすることなく、若年者も相談しやすい環境になればと思っております。</p>

## 2. 支援体制

### 【協力医療機関等の整備】

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
4 山梨県	41ページ	県内2か所の協力病院の選定方法、更新や再認定の有無、協力病院が担う主な事業内容について、「支援における基盤的考え」も踏まえ教えていただきたい。 ※当県では、調査結果に基づき公表可能な協力医療機関を「支援マップ」にまとめているが、支援拠点機関と協力医療機関間の連携はケースを通じたやり取りが中心であるため。	福井県	<p>○選定方法 ⇒県内の各圏域の中でリハビリ専門医、高次脳機能障害学会代議員がいる病院へ依頼しております。</p> <p>○更新や再認定の有無 ⇒行っておりません。</p> <p>○協力病院が担う主な事業内容について ⇒評価・診断・リハビリを中心に行っています。また、各種診断書作成にも対応していただいています。協力病院で対応困難な復職・就労支援などは当センターに相談いただき、バックアップを行うケースもあります。協力病院には支援コーディネーターは設置しておらず、相談などは支援センターに集約し、医療的な対応をお願いしております。「支援における基盤的考え」は協力病院に向けての指針ではありません。当センターが地域での支援を行う際の考えです。支援コーディネーターのバックアップを防ぎ、永続的な支援が継続できるためのものです。詳細は支援コーディネーターマニュアルをご参照ください。</p>
5 香川県	155ページ	支援拠点病院、各圏域の支援協力機関に支援Coを配置してとあるが、どのような契約(形式や人件費等)をしているのか教えて欲しい。	岐阜県	<p>(配置根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業実施要綱に、支援拠点病院、支援協力機関(各圏域)の条件を規定しており、条件を満たした機関に支援コーディネーターを設置するよう要綱で規定している。</li> <li>・条件を満たした機関へ相談業務を個別に委託している。(委託費)</li> <li>・支援拠点病院への委託費は毎年変動(相談料、事務費を積算)</li> <li>・支援協力機関への委託費は一律20万円で積算(相談料、事務費を積算)</li> </ul>

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回 答
6 愛知県	64・65 ページ	64ページにある「協力施設登録要綱」にもとづいて登録されている機関は、65ページで記載のある「18の医療機関」と同じでしょうか。医療機関以外の福祉事業所なども登録されていますでしょうか。いずれの場合もどのような範囲・手順で登録を呼びかけられたのか、教えていただきたい。 ※ 当県では医療機関とのネットワークづくりが課題のため。	徳島県	65ページ記載の「18医療機関」は同要綱にもとづき登録されている医療機関ですが、福祉事業所など医療機関以外の機関は登録されていません。 徳島県高次脳機能障がい支援連絡協議会において、同要綱にもとづき協力施設の登録選定要件を満たす医療機関に申請していただき、同協議会で審議の上、協力施設の登録を行っています。
7 兵庫県	65ページ	「支援ネットワークの構築について」二次医療圏域ごとに支援協力機関を設置しているとのことですが、兵庫県においても必要性を感じています。協力体制の整備に至るまでのプロセスを委託契約内容も踏まえ、ご助言いただければ幸いです。また、医師会の協力が必要だと思われそうですが、どのように働きかけをされましたでしょうか。	愛媛県	(参考資料31～45ページ) 本県では、松山リハビリテーション病院が支援拠点機関として県内の高次脳機能障害に関する中心的な役割を担っているが、県域が広いと、地域の実情に合わせて高次脳機能障害に対応できる他の医療機関が必要である。 そのため、医療圏域ごとに相談支援協力機関を設置し、個別に相談窓口を設置している他、患者受入等の対応をしているところである。 なお、上記のネットワークを構築するにあたって医師会との協議を行ったが、積極的な協力を得ることはできず、理解ある病院と個別に協議を行っている。

## 【支援体制の強化、検討】

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回 答
8 香川県	147ページ	事業の見直しに係るワーキンググループで取り組んだことをおしえて欲しい	静岡県	高次脳機能障害関連事業を見直すためワーキンググループを立ち上げ、7名の構成員によりオンライン会議を3回実施した。各機関の現状・課題を確認し、見直しの方向性や具体的な改善案について検討した。  【見直しの方向性】多くの機関・関係者に「高次脳機能障害者支援」に関わってもらうことで、負担の平準化、支援情報の共有を図り、継続可能な支援体制の確立を目指す。 【具体的な改善案】 (1) 市町へのアプローチにより、ネットワーク構築の促進 (2) 健康福祉センターの活動を強化し、関係機関の連携やネットワーク構築を促進 (3) 聖隷三方原病院が作成する協力医療機関の対応マニュアル等を医療機関に周知 (4) 令和5年度から実施要領の変更により、就労支援事業所などの専門的な機関が参画できるようにする
9 香川県	149ページ	「これまで対応が不十分だった対象者に対して・・・個別支援の充実を図る」とあるが、それに対するマンパワーの強化等はしたのか知りたい。	愛知県	なごや高次脳機能障害支援センターは、愛知県と名古屋市から委託を受けて運営しており、従来病院部門で高次脳機能障害に関する評価・リハビリを担当していた医療職(OT・ST・心理)について、地域連携(主に、研修企画、外部研修講師、支援機関の後方支援等)にも対応できるように体制強化しています。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
10 香川県	175ページ	高次脳機能障害支援専門チームのメンバーと、その活動内容について教えて欲しい	滋賀県	メンバーは県立リハビリテーションセンターのセラピスト、協力医療機関医師、むれやま荘STと生活支援員、障害者職業センター職業カウンセラー、生活支援センター相談支援専門員、県障害福祉課、県立精神保健福祉センター、高次脳機能障害支援センター(事務局)で構成されている。 専門チームの役割は①個別支援会議へ参画し、本人支援のスーパーバイズ・サポートを行う②チームによる事例検討会での助言③適切な早期対応、判断ができるような関係者への啓発④個別支援課題から地域課題の抽出である。 活動内容としては、定例会議、アウトリーチによる個別支援会議への参画、事例を通じた地域課題の抽出と支援体制整備への提言である。 特に地域に直接出向き(アウトリーチ)、現場での対応策を支援者と検討を行ったり、地域の支援者へのスーパーバイズを行うことに重点を置いている。アウトリーチで派遣されるメンバーは、事務局が委員の中から選出し、それぞれのケースに応じた職種が派遣される。また、アウトリーチでの活動は地域からの要請に対して随時派遣を行っている。
11 香川県	179ページ	総合リハ高次脳機能障害支援推進ワーキングのメンバーや活動内容について教えて欲しい	兵庫県	(参考資料46ページ) 総合リハビリテーションセンターを構成する各施設の担当職員でメンバーを構成している。 (病院の医師、セラピスト、訓練センターや職業能力開発施設の職員で構成。) 活動内容は、総合リハ高次脳機能障害支援事業の推進方法を委員会で検討することである。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
12 香川県	187ページ	島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会の活動について知りたい	島根県	この会は、県を事務局として、医師、福祉・労働機関、当事者家族など、高次脳機能障がい者支援に従事する委員で構成されており、年に1回～2回程度開催している。  会では、県の高次脳機能障がい者の支援体制整備に関すること、連携方策に関すること、啓発・広報・研修などについて協議を行い、高次脳機能障がい者への支援のあり方を検討している。

### 3. 医療機関との連携

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
13 富山県	147ページ	「診断書等マニュアルの検討・作成」とありますが、どのようなメンバー(機関など)で検討作成をされていますか?進捗状況を知りたいです。	静岡県	県下全域の医療連携体制の強化を担う聖隷三方原病院に委託している。 現時点で具体的にお示しできるものはない。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
14 富山県	152ページ	「手帳・年金等の診断書を作成していただける医療機関が十分でない」ため、「医療機関に対する働きかけを継続」とありますが具体的にどのような働きかけをされていますか？	愛知県	笑い太鼓には、自前の医療機関がないため、従来から、医療からの連続した支援に繋がらなかった方からの相談が多く、医療機関との連携が大きな課題となっていました。 令和1年度から、支援拠点機関が県内2か所になったことの広報を目的に、主に急性期、回復期の病院を巡回し、退院後の生活を見据えた支援機関の調整と相談先としての拠点機関の広報を訴えてきましたが、診断書を作成していただける医療機関が少ないことを実感したこと、退院後の相談先の案内が不十分であることから、退院後の生活に役立つ制度、サービスの紹介と相談先を記載した医療機関向けガイドブック※を作成し、令和4年度はそのガイドブックの配布を通じて関係性を強め、診断書の協力をお願いしたり、この4年間、相談に関わった当事者の受診に積極的に同行し、診断書の作成を依頼するようになってきました。 残念ながら、診断書の作成を拒否されるドクターもいらっしゃいますが、医療ソーシャルワーカーを通じて、生活実態を聞き取った内容や、サービス事業所での様子など、できるだけ詳細なレポートを届けることにより、一部ではありますが、診断書の作成をしていただける医療機関が開拓できています。しかし、まだまだ十分ではないため、当事者の相談に乗りつつ、当事者の住いに近い医療機関との連携を取り組みの一つとして位置づけています。 他県でも同様の課題の解決に成功した方法があれば、当方としてもぜひ参考にさせていただきたいと思っています。 ガイドブック※： <a href="https://www.waraidaike.org/guide">https://www.waraidaike.org/guide</a>
15 熊本県	56ページ	①医療と福祉の連携パス「サポートファイル」を見せていただくことは可能でしょうか。 ②実施したアンケート結果を差し支えなければ教えていただきたいです。  医療と福祉の連携は大切ですので、支援の参考にしたいと考えています。	広島県	(参考資料47～60ページ) ①添付資料1 広島県高次脳機能障害サポートファイルのとおり ②添付資料2 広島県「医療と福祉」のネットワークアンケート回答まとめのとおり

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
16 香川県	189ページ	脳外傷地域連携パスの作成、運用について知りたい。	山口県	脳外傷地域連携パスを圏域の医師会と連携し、医療と福祉で情報共有できるよう作成したが、退院後にパスが活用される事が少なく、十分に運用出来ているとは言い難い。退院後の診療時にパスの情報を確認したいと考える場面を想定し、医師会とも連携して地域で運用していけるようなパスを検討中である。
17 香川県	135ページ	回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関向けの実態調査でわかったことはどんなことがあるのか教えて欲しい。	山梨県	令和4年度に当該調査は未実施。  本県では高次脳機能障害者の把握を平成20年度の調査を最後にこれまで実施していないため、当事者、家族の調査を行うこと優先し、調査結果を精査した上で、関係機関に必要な調査を行う方針に計画を変更している。
18 香川県	92ページ	① 医療機関との連携で勉強会、家族相談会 ⇒ 実際の企画、運営方法を教えて欲しい。 ④ 他県との交流会の実際の内容について教えて欲しい。	北海道	(参考資料61ページ) 別紙回答書のとおり

#### 4. ピアサポート

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
19 静岡県	27ページ	家族会が開催するピアサポーター養成講座の開催費用はどこから支出しているのか(県で費用負担しているか)。養成したピアサポーターは、どのような活動をしているのか。また、ピアサポーターが家族会に加入するなど、会の存続につながっているか。	岩手県	費用負担については家族会に御負担いただいているところであり、県として補助等は行っておりません。(現在、国においては、高次脳機能障害専門のピアサポーター養成講座の実施事業は行っておらず、県が独自に行うとしても補助等を行うための養成講座のカリキュラムの基準等を設けることは難しいためです。国や他県の動向等を注視しながら、今後検討する必要があります。) 養成したピアサポーターは、県や各市町村が主催する研修会の講師や家族会が主催する相談会等の活動があります。 その家族会でもピアサポーターが関連する事業は目玉の事業の1つという認識があるようですので、会の存続に繋がっているものと思われます。
20 千葉県	27ページ	家族会がピアサポーター養成講座を開催しているとあるが、頻度や開催方法、講座の内容や人数等を詳しく教えてほしい。また、養成したピアサポーターをどのように活用しているのか、ピアサポーターの障害程度はどのくらいなのか、支援拠点機関などと連携するためのフローがあれば教えてほしい。 ※当県の県内の医療機関(支援拠点機関)では、3ヶ月に1回のペースで就労後の悩み相談会を実施しているが、人数が集まらない現状で、特にコロナ後は参加が少なくなっている。また、今後ピアサポートの取組を考える上で参考にしたい。	岩手県	毎年、4回程度に分けて開催されていて、通常は対面形式ですが、コロナ禍では、オンラインと併用でも行っているようです。講座の内容としては、ピアサポーターの概要等の基本事項、傾聴トレーニングやロールプレイングを行っており、各回30人程度の参加があるようです。 養成したピアサポーターは、県や各市町村が主催する研修会の講師や家族会が主催する相談会等の活動があります。 県では支援拠点機関が各地域の支援機関との連携を行うための委託事業を行っているところであり、その家族会はその対象に含まれていることや長年にわたり、県の協議会や各圏域の協議会の構成員となっていることから、ピアサポーター関連の事業に限らず、支援拠点機関や市町村等の連携については比較的取れていると思われます。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
21 千葉県	27ページ	民間団体がピアサポーター養成講座を開催しているとあるが、養成したピアサポーターをどのように活用しているか、ピアサポーターの障害程度はどの位なのか、支援拠点機関などと連携するためのフローがあれば教えてほしい。 ※今後、ピアサポートの取組を考える上で参考にしたい。	宮城県	連携するためのフローはないが、拠点機関で行っている家族相談で相談員として依頼しているほか、保健所で行っている家族交流会で助言等を行ってもらっている。民間団体で行っている養成講座の対象者は、当事者やその家族等となっているが、県で依頼しているのは当事者家族2名と当事者1名であり、そのうちの当事者はADLも自立しており、当事者会を自ら立ち上げている方である。

#### 5. 自動車運転

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
22 千葉県	50ページ	運転再開について、自動車教習所と連携を取っている、とのことだが、実車教習では、高次脳機能障害者の運転再開用のコースがあるのか教えてほしい。また、脳血管疾患を患われた方が、教習所での自動車運転自体は教官が同乗していれば、医師の診断書がなくても許可されているのかも併せて教えてほしい。 ※当県の県内の医療機関(支援拠点機関)と自動車教習所とも連携を取って実車教習を行っており、参考にしたい。なお、教習所での自動車運転は医師の許可の元に行っている。	大阪府	大阪府では、公安委員会へ提出する診断書作成を目的に自動車運転評価モデル事業(ステップ1~5)を実施しております。ステップ1はモデル事業の説明及び参加同意、ステップ2は医師の診察(モデル事業に参加しても支障がないか確認)、ステップ3は神経心理学的検査、ステップ4は自動車教習所にて適性検査及び実車評価、ステップ5は医師の診察(診断書作成)となっております(医療機関・教習所にかかる費用は自己負担)。ステップ4の自動車教習所は、府内4か所と連携し、実車評価では、教官の他OTも同乗しております。 各教習所では、高次脳機能障がいのある方への運転再開専用のコースがあるわけではなく、一般の安全運転講習の価格や教習コースを参考に設定してもらい、評価項目や様式は統一したものを利用しています。 教習所での運転については、ステップ2、3で実車評価に支障がないと判断された方を対象としており、実車評価のためだけに、医師診断書は作成していません。

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
23 大阪府	54ページ	実車評価の第2段階の路上での運転評価については保留、取り消しとなっている方も公道での評価が可能なのか教えて欲しい。 大阪府でも実車評価は行っているが教習所内の評価となっているため他県の実施状況を知りたい。	広島県	当センターでは免許保留の場合、保留期間が終わるタイミングで自動車学校場内の実車評価を行い（第一段階）、自動車学校場内での運転が合格に達した場合、主治医が診断書を作成し免許更新の手続きを行い、路上評価につなげています。万が一、路上評価において不合格になった場合は改めて免許センターにその旨の診断書を作成し提出するようにしています。高次脳機能障害者の場合、公道を走らないと運転時の記憶、注意、遂行機能障害の影響がつかみにくいため、この形をとらざるをえない状況です。免許取り消しの場合、再度自動車学校に入校する形になると思います。
24 大阪府	71ページ	免許取り消しの状態で実車教習ができないと記載がありますが、教習所内の実車評価であっても、評価は行えないということでしょうか。	沖縄県	ご質問ありがとうございます。 教習所内の実車評価は可能であり、路上での実車評価が行えないということです。
25 香川県	169ページ	高次脳機能障害者の運転再開に関する研修会の内容と、対象者をおしえて欲しい	奈良県	・奈良県では高次脳機能障害者の運転再開支援について、奈良県障害福祉課・作業療法士会と協働して取り組んでおり、今回の研修会も共催のかたちで開催する。 対象としては、医療・福祉機関職員と考えており、内容も「作業療法士による運転再開支援」「自動車運転免許更新時に必要な認知機能～高次脳機能障害と認知症～」として奈良県内のネットワークつくるための一端としたいと考えている。 (開催予定：令和5年2月25日)

## 6. 就労支援

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
26 香川県	111ページ	福島障害者職業センターと企画した研修会はどのようなものか教えて欲しい。	福島県	ここ3年ぐらい就労支援において、積極的に福島障害者職業センターとの連携を図っております。課題を共有する中で、高次脳機能障害の研修企画が上がり、研修会の講師依頼がありました。 福島障害者職業センターが主催しているジョブコーチを対象とした職場適応援助者養成研修者サポート研修・スキル向上研修者サポート研修において昨年度1回、今年度1回の計2回にわたり高次脳機能障害を取り上げていただき支援コーディネーターを講師として派遣しました。 ・昨年度のテーマ：高次脳機能障害 医療と就労の連携 ・今年度のテーマ：高次脳機能障害者への支援 自己理解の過程と復職の事例検討 また今年度につきましては、福島障害者職業センターが主催している障害者雇用支援連絡協議会においても、高次脳機能障害者の就労を取り上げていただき、県内の支援コーディネーター3名が参加、就労の現状や支援のあり方、医療との連携等について意見交換をしました。
27 長野県	72ページ	復職・就労支援についてです。 当県でも今後の参考にさせていただくため、就労支援マップ、就労支援ハンドブックの作成に関して詳細を知りたいです。	九州ブロック	【大分県】 就労支援マップ：大分県内の就労継続支援B型事業所および就労継続支援A型事業所に電話連絡を行い、情報収集後にマイクロソフトのAccessに入力。フォームを整え、閲覧・検索しやすいよう工夫しています。情報収集内容は高次脳機能障害者の利用経験の有無、受け入れの可否、作業内容、施設内での車椅子移動の可否、通所手段などです。  就労支援ハンドブック：就労の際に必要な基本的情報などを持ち歩けるようにすることで、説明の際の一助にし、症状整理や希望などを伝えられるように作成しました。内容は職業準備性ピラミッド、復職・就労の一般的な流れ、基本情報、就労希望調書、関係機関表などです。

## 7. 小児の高次脳機能障害

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
28 香川県	119ページ	学校との連携について、実際に実施したまたは実施予定のことはどんなことか知りたい。	群馬県	<p>(実施予定のこと) 現時点で具体的な連携仕組み作りはできておらず、支援連絡会に学校関係者の招聘を検討中の状況である。</p> <p>(実施されたこと) 個別支援では少数ながら学校との連携は実施している。当県拠点が設置されてから、小児支援（高校生も含む）事例の実人数は11名。うち実際に学校と連携が行われたものは8例で、うち6例は年単位の支援になり長期化している。学校との連携（カンファレンス）を実施した8例全てが復学・進学に関する内容。少数ながら学校と連携を行った事例全例で「高次脳機能障害とは何か」という障害の基礎的知識から共有が必要であった。また、医療・福祉側も教育関連の知識に乏しく（例えば、高校の保健室登校における単位取得ルールなど）お互いの領域の基礎的知識の共有が必要であった。必要に応じて高次脳機能障害支援情報センターから助言を受けて支援を行った。また、1例支援をしているご家庭のお子さんが不登校に陥り、家族支援として子どもに焦点を当て学校や児相との連携を行った事例も存在する。</p>
29 香川県	184ページ	小児の高次脳機能障害に対する支援体制の構築にどのように取り組んだのか知りたい	堺市	堺市中堅教諭等資質向上研修において、高次脳機能障害についての研修会を実施しております。その他、個別相談ケースについて、各関係機関と連携し学校訪問を実施しております。過去には教育委員会からの依頼により、校長会での高次脳機能障害についての説明を複数回実施しました。

## 8. 普及啓発

質問元 都道府県	質問箇所 資料ページ	質問内容及び質問趣旨	質問先 都道府県	回答
30 大阪府	27ページ	普及啓発について、教育機関や福祉を学ぶ学生に対しての研修会を実施されているが、学生向けの研修会内容や位置づけ、研修の効果等があれば教えて欲しい。今後の普及啓発の参考にしたい。	山形県	<p>2020年度・2021年度に地元の大学と共催でオンライン開催。</p> <p>●2020年度 目的：（共催校のみを対象）社会福祉専攻の学生に「高次脳機能障害」を知ってもらい、学生から当事者（学生と同年代）、家族へインタビューしてもらい、当事者への理解を深めてもらう。 内容：多職種で高次脳機能障害と支援センターの役割紹介、学生より当事者・家族へのインタビュー、グループワーク 効果：60名の参加あり、「高次脳理解が深まった」、「当事者の思いが聴けて貴重だった」等の感想あり。</p> <p>●2021年度 目的：（東北や関東圏域の大学を対象）医師や看護師、リハビリ技士、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）をめざす学生に「高次脳機能障害」を知ってもらい、さらには行政用語となった経緯や、現在でも医師の間で認知されにくい実情を知ってもらう。 内容：高次脳機能障害 理想と現実について専門医からの講演、院内診察室等より多職種セッション。 効果：85名の参加があり、8割が大変参考になったとの評価。 「大学の講義では症状や評価に触れるが、法律や支援制度は曖昧な部分があり、参考になった等」の感想あり。</p>

## 愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業（以下「委託事業」という。）を愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱及び別添愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業実施要領により乙に委託し、乙は\_\_\_\_\_においてこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）を支払うものとする。

（委託の期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部科目の欄に掲げる経費の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第4号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（前金払）

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

（甲の解除権）

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った被害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 16 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約書に定めない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2  
 甲 愛 媛 県  
 知 事 中 村 時 広

乙

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和 4 年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業計画書

令和 年 月 日付で契約を締結した標記事業について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容  
別紙 1 のとおり
- 2 収支予算書  
別紙 2 のとおり

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合に記載

別紙1

令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業計画書

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	1 支援拠点機関事業
	2 相談支援コーディネーター事業

別紙2

令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業収支予算書

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	科 目	金 額	備 考
支 援 拠 点 機 関 事 業			
相 談 支 援 コーディネーター事業			
小 計			
消費税及び地方消費税の額			
合 計			

様式第2号 (第8条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった標記事業の事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙1のとおり
- 3 収支予算書  
別紙2のとおり

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

別紙1

令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業計画書 (変更分)

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	1 支援拠点機関事業
	2 相談支援コーディネーター事業

別紙2

様式第3号(第10条関係)

令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業収支予算書(変更分)

令和 年 月 日

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
計		

愛媛県知事

様

所在地

法人名

代表者職氏名



2 支出の部

区 分	科 目	金 額	備 考
支援拠点機関事業			
相談支援コーディネーター事業			
小 計			
消費税及び地方消費税の額			
合 計			

令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業実績報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した標記事業について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容  
別紙1のとおり
- 2 収支決算書  
別紙2のとおり

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

## 別紙1

## 令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業実績報告書

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	1 支援拠点機関事業
	2 相談支援コーディネーター事業

## 別紙2

## 令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業収支決算書

## 1 収入の部

科 目	金 額	備 考
計		

## 2 支出の部

区 分	科 目	金 額	備 考
支 援 拠 点 機 関 事 業			
相 談 支 援 コーディネーター事業			
小 計			
消費税及び地方消費税の額			
合 計			

様式第4号 (第11条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業委託料  
精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、  
委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

様式第5号 (第12条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業委託料  
前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、  
委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

別添

## 愛媛県高次脳機能障害支援拠点機関設置運営事業実施要領

愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業  
委託契約書

## 1 事業の目的

高次脳機能障がい者に対し、専門的な相談支援に当たる者を置き、高次脳機能障がい者に対する個別の支援、医療、福祉サービスの提供、関係機関に対する助言、指導等を行うことにより、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目的とする。

## 2 事業の内容

支援拠点機関は、相談支援コーディネーターを1名以上配置し、次の事業を行うものとする。

- (1) 高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援
- (2) 高次脳機能障がい者に対する医療、福祉サービスの提供
- (3) 関係機関（医療機関、障害福祉施設、就労支援施設等）に対する助言、指導
- (4) 患者等からの要請に応じて、入院患者の紹介を行うなど、高次脳機能障害医療確保のための連絡調整を行うこと。
- (5) 高次脳機能障がい者支援のためのブロック会議等への参加
- (6) その他高次脳機能障がい者支援に関する事業

## 3 対象経費

委託事業の対象経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料（県が承認した場合に限る。）、使用料及び賃借料とする。

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業（以下「委託事業」という。）を愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱及び別添愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業実施要領により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）を支払うものとする。

（委託の期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部科目の欄に掲げる経費の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第 10 条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第 11 条 前条第 2 項の検査終了後、乙は委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第 4 号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

（前金払）

第 12 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第 5 号）により、請求するものとする。

（甲の解除権）

第 13 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第 1 項又は前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った被害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第 14 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の

期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第 16 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第 17 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第 18 条 この契約書に定めない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県  
知事 中村時広

乙

様式第 1 号 (第 7 条関係)

別紙 1

令和 4 年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業計画書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和 4 年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、標記事業について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容  
別紙 1 のとおり
- 2 収支予算書  
別紙 2 のとおり

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	

別紙2

様式第2号 (第8条関係)

令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業収支予算書

令和 年 月 日

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
	円	
計	円	

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業  
変更計画書

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
	円	
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計	円	

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった標記事業の事業  
計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、そ  
の承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙1のとおり
- 3 収支予算書  
別紙2のとおり

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

別紙1

令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業計画書  
(変更分)

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	

別紙2

令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業収支予算書  
(変更分)

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
	円	
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計	円	

様式第 3 号 (第 10 条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名 印

令和 4 年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業  
実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約  
書第 10 条第 1 項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容  
別紙 1 のとおり
- 2 収支決算書  
別紙 2 のとおり

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

別紙 1

令和 4 年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業実績報告書

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内 容	

別紙2

様式第4号(第11条関係)

令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業収支決算書

令和 年 月 日

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
	円	
計	円	

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業  
委託料精算払請求書

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
	円	
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計	円	

令和 年 月 日付で契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

様式第5号(第12条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名



令和4年度愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業  
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付で契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

(注) 押印を省略する場合に記載

別添

愛媛県高次脳機能障害相談支援協力機関設置運営事業実施要領

1 事業の目的

高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援、医療・福祉サービスの提供、関係機関に対する助言、指導等を行うことにより、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

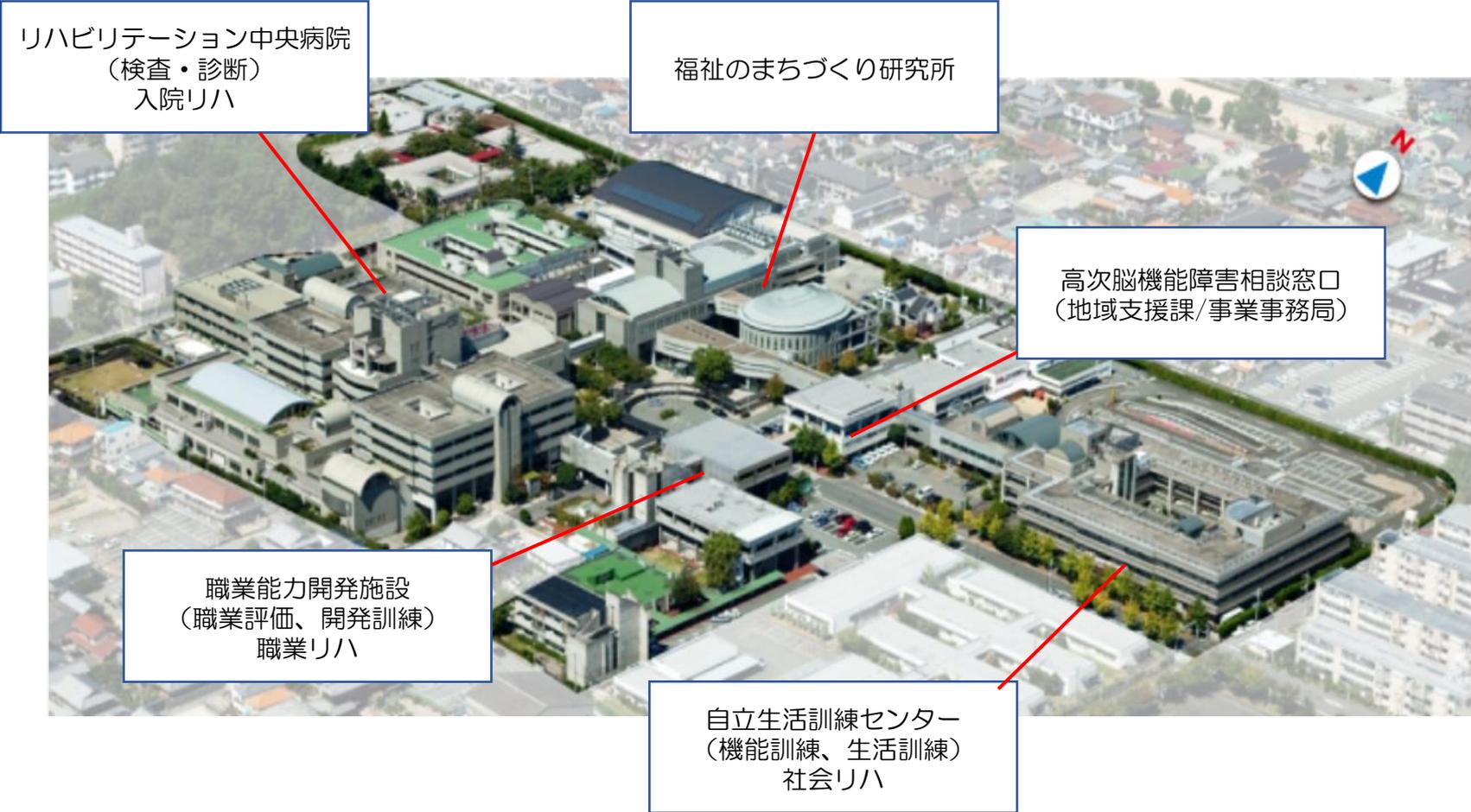
相談支援協力機関は、支援拠点機関と協力し、次の事業を行うものとする。

- (1) 高次脳機能障がい者に関する相談窓口の設置
- (2) 高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援
- (3) 高次脳機能障がい者に対する医療・福祉サービスの提供
- (4) 関係機関(医療機関、障害福祉施設、就労支援施設等)に対する助言、指導
- (5) 支援拠点機関に設置する相談支援コーディネーターを補助し、高次脳機能障害に関する相談を受ける職員の配置に努める。
- (6) 支援拠点機関からの要請に応じ、患者の受入れに努める。
- (7) その他高次脳機能障がい者の支援に関する事業

3 対象経費

委託事業の対象経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

# 兵庫県における 高次脳機能障害拠点機関の機能と役割



ひろしまけんこうじのうきのうしょうがいさぽーとふぁいる  
**広島県高次脳機能障害サポートファイル**

このファイルには、あなたについて大切なことが書いてあります。

あなたが読んで辛いことも含まれているかもしれません。

すぐには納得できないこともあるかもしれません。

でも、どれも、あなたとまわりの人たちをつなぐために、なくてはならないことなのです。

まわりの人たちが、あなたを大切に思う気持ちの詰まったファイルです。

あなた自身も、このファイルを大切にしてほしいと思います。

NPO法人日本脳外傷友の会リハビリテーション講習会テキスト作成実行委員会発行  
 脳損傷後の経過記録 パーソナルノート P3より引用

**あなたのお名前**

広島県高次脳機能障害サポートファイルご利用のお願い

1. 広島県高次脳機能障害サポートファイルとは

ケガや病気などにより脳に損傷を負うと「記憶障害」、「注意障害」、「遂行機能障害」、「社会的行動障害」といった症状がでることがあります。高次脳機能障害は外見上分かりにくいいため周囲から理解されにくく、日常生活や社会生活を送る上で様々な困難が生じます。

このサポートファイルは、高次脳機能障害の当事者やご家族が適切なサポートを受けることができるよう、ご自身に関する重要な情報の管理、支援者との円滑な連携に活用していただくことを目的に作成しました。

2. 活用方法

このサポートファイルは高次脳機能障害の支援に必要と思われる項目を整理し、『全体支援経過表』『本人情報』『医療情報提供のお願い』『就労情報』『高次脳機能障害確認リスト』『配慮して欲しいこと』『生活の大変さ指標』から構成されています。

例えば、手帳や年金診断書作成時に生活面の困りごとを医師に伝えるとき、福祉サービスの利用や就労支援など新たな支援を受けられるときなどの参考資料として活用していただけます。また、検査結果や診断書の写しなど、大事な書類と一緒に保存されると便利です。

サポートファイルを活用することで、何度も同じことを説明する負担や、時間経過により忘れてしまったことを調べなおす負担も軽減されます。

3. 記入方法

このサポートファイルは当事者やご家族が記入されることを基本にしています。記入が難しいところは支援者のアドバイスを受けながら記入していただくか、支援者に記入していただくよう相談してください。

また、ご自身の状況に合わせて内容の追加や削除などの修正を行ってください。

4. 支援者の皆様へお願い

高次脳機能障害の当事者への支援は発症から社会復帰、その後のフォローと年齢や環境変化に応じて課題になる内容や支援機関も変化していきます。このサポートファイルは支援のための情報共有も目的に作成しました。ご本人・ご家族の要望や支援経過など、現在の支援者から次の支援者に必要な情報を伝えるときにも活用ください。

このサポートファイルには多くの個人情報が含まれています。個人情報の取り扱いには充分にご配慮願います。

## 目次

- 1 表紙 ★ ……あなたのお名前を記入しましょう
- 2 目次 ★ ……あなたの情報(アレルギー、禁忌薬)を記入しましょう
- 3 様式1:全体支援経過表 ★ ……あなたへの支援の経過を記入しましょう
- 4 様式2:本人情報 ★ ……あなたの情報を記入しましょう
- 5 様式3:医療情報提供依頼 ★ ……医療機関に依頼する際に利用できます
- 6 様式4:就労情報 ★ ……あなたの就労情報を記入しましょう
- 7 様式5:確認リスト ★ ……あなたの状態を記入しましょう
- 8 確認リストの書き方 ……様式5(確認リスト)を記入するときに使いましょう
- 9 様式6:配慮してほしいこと ★ ……あなたが配慮してほしいことを記入しましょう
- 10 生活の大変さ指標 ……高次脳機能障害のことを知るために参考にしましょう
- 11 裏表紙 ★ ……ファイル紛失時の連絡先を記入しましょう

★ あなたの大切な個人情報を記入できます。取扱に注意しましょう。

あなたのお名前

※アレルギー、禁忌薬について

アレルギー は  あり  なし

↓

禁忌薬 は  あり  なし

↓

## 全体支援経過表

様式1

年月日か 年齢	生育歴(発症までの経過のみ)	家族関係図
↓		<small>◎=本人、○=女性、□=男性、 ●=死亡、☆=キーパーソン(同居家族は ○で囲む)</small>
		(家族関係等の状況)

年月日か 年齢	発症からの経過	記入日と記入者
↓		

関わりのある 医療機関・支援機関

# 本人情報 様式2

支援機関名 \_\_\_\_\_ 記入者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ ( 年 月 日)  
 支援機関名 \_\_\_\_\_ 記入者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ ( 年 月 日)

氏名	(男・女) _____ 生年月日: _____ 記入時( 歳)	
住所	〒 _____ 住宅改修: <input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし	
	【 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他( )】	
電話番号	自宅( ) FAX( ) 携帯( )	
家族および支援者の状況	キーパーソン(続柄)	通院支援 □自分 □他の人( )
		金銭管理 □自分 □他の人( )
最終学歴	□中卒 □高卒 □専門学校卒 □短大卒 □大卒 □大学院卒 □中退( )	
職歴(詳細は就労情報で記入)	⇒ _____ ⇒ _____ ⇒ _____	
医療面	高次脳の発症原因	□脳血管 □頭部外傷 □脳腫瘍 □脳炎 □低酸素脳症 □その他( )
	発症原因に係る疾患名	_____
	発症日・発症年齢	_____年 _____月 _____日 ( )歳時
	意識のなかった期間	□( )ヵ月 □( )日 □( )時間 □なし
	初診日(高次脳原因傷病に関する)	_____年 _____月 _____日 ( 病院)
	症状固定日(労災・自賠責のみ)	_____年 _____月 _____日 ( 病院)
	画像等検査実施状況	□MRI ( 病院) □神経心理学的検査( 病院) □CT ( 病院) □その他( )
	高次脳機能障害の診断	□確定(診断した病院名 ) □疑い(診断した病院名 )
	高次脳機能障害の症状	□記憶 □注意(半側空間無視 □右 □左) □遂行 □社会的行動 □病識欠如 □失認 □失行 □失語
	発症時の状況	_____
	身体状況身長( cm)	□麻痺【 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位: _____)】
	体重( kg)	□使用補装具( ) 摂食嚥下機能問題( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
	*発症前の体重( kg)	□臭覚障害 □味覚障害 □視覚障害 □聴覚障害 □疼痛;部位( )
	てんかん発作状況	□なし □あり(頻度: □1回/週以上 □1回/月以上 □1回/年以上 □1回/年以上起こらず) 服薬( <input type="checkbox"/> あり(予防的なものも含む) <input type="checkbox"/> なし)
	既往歴	_____
現在かかっている医療機関	病院名: ( 医師)主病名 _____ 処方薬 <input type="checkbox"/> あり 病院名: ( 医師)主病名 _____ 処方薬 <input type="checkbox"/> あり ※処方内容はお薬手帳等添付 病院名: ( 医師)主病名 _____ 処方薬 <input type="checkbox"/> あり	
医療的な留意事項	_____	
障害者手帳	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> あり( 級: _____ ) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中
	療育手帳	<input type="checkbox"/> あり 程度( ) <input type="checkbox"/> なし
	精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> あり【 級、高次脳で取得 □その他( )】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 有効期限 ( 年 月) 医療機関名 ( ) 主治医( )

社会資源等	介護保険	<input type="checkbox"/> あり(介護度: _____) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 意見書作成病院( 病院)			
	障害福祉	<input type="checkbox"/> あり(支援区分: _____) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 意見書作成病院( 病院)			
	現在使用しているサービス	名称	提供機関:提供者	支援内容	頻度
当事者・家族会	<input type="checkbox"/> 参加中(名称 _____) <input type="checkbox"/> 参加していない <input type="checkbox"/> 関心がある ( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族)				
一日の過ごし方	平日	_____ →			
	休日	_____ →			
車の運転	□運転免許なし □運転していない(主治医の運転許可 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし )				
	□運転免許あり □運転している				
経済面	発症時に加入していた年金状況	□国民年金 □厚生年金 □共済年金 □免除申請 □加入未			
	現在の就労状況	□就労中( ) □休職中( 休職期間 _____年 _____月~ _____年 _____月) □無職			
	傷病手当金の受給状況	<input type="checkbox"/> あり(受給期間 _____年 _____月~ _____年 _____月) <input type="checkbox"/> なし			
	雇用(失業)保険給付状況	<input type="checkbox"/> あり(受給期間 _____年 _____月~ _____年 _____月) <input type="checkbox"/> なし(受給期間延長申請 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> まだ)			
	現在の収入状況	□預貯金 □生活保護 □家族からの支援(誰から _____) 労災【 □障害補償年金 □障害補償一時金】 □その他( ) □障害基礎年金( 級) □障害厚生年金( 級) (診断書作成病院: _____ 病院)			
	健康保険	□国保 □社保 □その他( )			
	医療費助成	□自立支援医療 □障害者医療 □難病関連 □その他( )			
嗜好品	飲酒について	発症前 <input type="checkbox"/> あり(頻度 _____) <input type="checkbox"/> なし	現在 <input type="checkbox"/> あり(頻度 _____) <input type="checkbox"/> なし		
	喫煙について	発症前 <input type="checkbox"/> あり(頻度 _____) <input type="checkbox"/> なし	現在 <input type="checkbox"/> あり(頻度 _____) <input type="checkbox"/> なし		
本人・家族等の情報	望む生活	本人	_____		
		家族またはキーパーソン	_____		
	発症前と後で顕著に変わったこと	_____			
	趣味・得意なこと	発症前 _____ 現在 _____			
嫌い・苦手なこと	発症前 _____ 現在 _____				
困っていること	_____				

医療情報提供のお願い 様式3

医療機関様

貴医療機関様を受診（入院または外来）された高次脳機能障害、もしくは疑いのある患者様に関する情報のうち、提供していただきたい項目について○を入れています。

可能な範囲でご提供いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴医療機関様の医療情報、リハビリサマリー、検査結果などをそのまま添付していただければ結構です。

欲しい項目		急性期	回復期	維持期 かかりつけ医
★1	高次脳機能障害に関する原因傷病名	◎		
★2	発症時の意識レベル/意識障害の状況	◎	○	
★3	検査（MRI、CT等）画像	◎	○	○
★4	神経心理学的検査等の結果	△	◎	○
★5	高次脳機能障害の症状（記憶、注意等）	△	◎	○
★6	治療経過	○	○	○
7	高次脳機能障害の原因傷病に関する発症日、初診日および病院名	◎	△	△
8	身体状況（例：麻痺の有無、味覚障害、失語等）	○	◎	○
9	既往歴（特に診断干渉因子：認知機能に影響する病態）	○	○	○
10	自賠責、労災保険に係る症状固定日		○	○
11	診断書等作成履歴 （障害者手帳、障害年金、自賠責関係 他）	○	○	○
12	リハビリ状況	○	◎	△
13	てんかん発作の有無	○	○	○
14	処方薬	○	○	○
15	禁忌薬・アレルギーの有無	○	○	○
16	医療的な留意事項 （飲酒・喫煙についての意見、再発の可能性 他）	○	○	○
17	その他（ ）			

※ 各項目の情報をお持ちの可能性を、◎かなり高い、○高い、△やや低い に分類しています。

※ ★印は、維持期・かかりつけ医等での高次脳機能障害確定診断に必須となります。  
可能な限り情報提供をお願いいたします。

患者氏名： \_\_\_\_\_ (印)

関係機関者名： \_\_\_\_\_ (印)

(情報提供料等 発生可能性ありの説明： 済 ・ 未 )

就 労 情 報 様式4

記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

支援機関名 _____		記入者 _____		TEL _____	
氏名	(男・女)				
現在の就労状況	<input type="checkbox"/> 休職中 (休職期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月) <input type="checkbox"/> 無職				
傷病手当金の受給状況	<input type="checkbox"/> あり (受給期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月) <input type="checkbox"/> なし				
失業保険の給付状況	<input type="checkbox"/> あり (受給期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月) <input type="checkbox"/> なし				
年金等の状況	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金( _____ 級) <input type="checkbox"/> 障害年金( _____ 級) <input type="checkbox"/> 障害(補償)給付( _____ 級)				
希望する仕事 雇用条件	<input type="checkbox"/> 復職 → (右枠記入)	職場の協力	<input type="checkbox"/> 積極的 <input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 消極的 (会社窓口 _____ 様)		
		職場と連絡	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
	<input type="checkbox"/> 新規就労	具体的な内容 _____ )			
	就労日数・時間	週 _____ 日 ( _____ 時 ~ _____ 時・ _____ 時間/日)			
	給料	下限 _____ 万円 ~ 上限 _____ 万円			
	雇用形態・職種等				
通勤時間・勤務地					
発症後の就職活動 経験の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
ハローワークへの登録	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	所在地 ( _____ )	担当 ( _____ )		
職業センターの利用歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	担当 ( _____ )	<input type="checkbox"/> 職業準備支援	<input type="checkbox"/> リワーク 期間 ( _____ ~ _____ )	<input type="checkbox"/> 職業評価(実施日 _____ )
就労に向けての訓練や 支援の経過					
本人が希望する会社に 配慮してほしいこと	<input type="checkbox"/> あり 内容 _____ ) <input type="checkbox"/> なし				
就労に関しての主治医 からのアドバイス	医療機関名: _____ 主治医: _____ 内容 ( _____ )				
通勤手段	通勤に利用可能な 移動手段	<input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			
就労における アピールポイント					
就労における課題					
その他					

【高次脳機能障害 確認リスト】

様式5

記入日 年 月 日

職歴 (発症前・発症後)

職歴	会社名	
	期間	年月～年月 発症後の場合→障害を伝えたか <input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えていない
	仕事内容	<input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 専門職・技術職 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 保安 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 生産 <input type="checkbox"/> 輸送・機械運転 <input type="checkbox"/> 建築・探掘 <input type="checkbox"/> 運搬・清掃・包装等 <input type="checkbox"/> その他( )
	勤務日数 勤務時間	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 正社員
	離職理由	
	得意な作業	
	苦手な作業	

職歴 (発症前・発症後)

職歴	会社名	
	期間	年月～年月 発症後の場合→障害を伝えたか <input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えていない
	仕事内容	<input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 専門職・技術職 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 保安 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 生産 <input type="checkbox"/> 輸送・機械運転 <input type="checkbox"/> 建築・探掘 <input type="checkbox"/> 運搬・清掃・包装等 <input type="checkbox"/> その他( )
	勤務日数 勤務時間	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 正社員
	離職理由	
	得意な作業	
	苦手な作業	

名前 \_\_\_\_\_

記入者 \_\_\_\_\_ 続柄( ) (支援機関名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_)

項目	内容	○	○△	△×	×	備考
注意	①選択的注意	周りの音や声に注意が散ることなく作業できる				
	②持続的注意	ひとつのことに長く集中して取り組める				
	③注意の分配	複数のことに同時に注意を向けて作業することができる				
	④注意の転換	ひとつのことから他のことへ切り替えることができる				
	⑤半側空間無視	片側の物や空間を見落とさずに作業することができる				
記憶	⑥短期記憶	話したことや言われたことをしばらく覚えていられる				
	⑦長期記憶	最近の出来事や食事の内容などを思い出すことができる				
	⑧展望記憶	頼まれたことや予定・約束を覚えておくことができる				
遂行機能	⑨計画の立案	毎日の予定をたてられる				
	⑩計画の実行	外出前の準備や料理などを段階取りよく進めることができる				
	⑪効率的な行動	急な予定変更に対応することができる				
	⑫判断	困ったときに誰かに相談することができる				
社会的行動 感情	⑬自発性	自発的に行動できる				
	⑭意欲	日中横にならずに過ごせる				
	⑮依存性	自分でできることを依存せずにできる				
	⑯易怒性	イライラせず、精神的に安定して過ごせる				
	⑰易怒性	暴言や暴力がない				
	⑱固執	生活や周りの人が困るほどのこだわりがない				
	⑲欲求コントロール	欲求をコントロールできる				
	⑳独善性	考え方に合わない人を責めたり攻撃することがない				
コミュニケーション	㉑易疲労性	活動時の疲労感、作業継続性について				
	㉒疎通性	その場に適切な言動をとることができる				
	㉓一貫性	会話の文脈や目的に沿った話をするすることができる				
	㉔理解(失語)	相手が言っていることを理解することができる				
	㉕表出(失語)	自分の言いたいことを相手に伝えられる				
日常生活能力	㉖適切な食事	配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができる				
	㉗身辺の清潔保持	洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。自室の清掃や片付けができる				
	㉘金銭管理と買い物	金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。一人で買い物が可能であり計画的な買い物がほぼできる				
	㉙通院と服薬	定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができる				
	㉚対人関係	他人の話や聞き、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行える				
	㉛身辺の安全保持	事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めするなど適正に対応できる				
他	㉜社会性	銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また社会生活に必要な手続きが行える				
	㉝見当識	今日の日付・時間・季節・場所がわかる				
	㉞気づき	自分の障害の内容を理解している				



# 高次脳機能障害 生活の大変さ指標

参考資料

この指標は高次脳機能障害の状態について、項目ごとに大まかに捉える事ができる指標（内容は参考例としての一例）です。高次脳機能障害は広範にわたる事も多く、項目別に障害程度を整理して、ご本人・ご家族の今後の支援に役立てていただくために確認するものです。指標については、下記の視点を参考に、チェックしてみてください。

- (1)『環境調整・代償手段』 多少うまくいかないことがあっても、自分で工夫したり、環境を整えておくことでひとりでできる場合
- (2)『見守り・声かけ』 確実に行うためには、周囲からの確認や声かけが必要な場合
- (3)『手助け』 周囲の人が行動を共にしたり、具体的なやり方を示すなど、言葉以外の直接的な手助けや配慮が必要な場合
- (4)『評価・支援検討』 現在、適切な支援方法が見つかっていないため、行動観察等を通して再評価したり、支援方法を再度検討することが必要な場合

項目	内容	指標					
		(0)問題なし	(1)環境調整・代償手段	(2)見守り・声かけ	(3)手助け	(4)評価・支援検討	
注意	①選択的注意	周りの音や声に注意が散ることなく作業できる	周囲に影響されず集中できる	ヘッドホン使用や間仕切りをすれば集中できる	名前を呼んだり、今すべき事を伝えれば集中できる	1対1で話をしたり、一緒に同じ作業を行えば集中できる	周囲が気になって集中しにくい
	②持続的注意	ひとつのことに長く集中して取り組める	集中力を持続できる	興味関心のある作業や一人になれる空間・静かな空間を設定すれば続けて集中できる	周囲に気をとられても、促しや声かけで集中を維持できる	一緒に作業をしながら声かけを行えば集中を維持できる	じっと座っていることや集中できる時間は限られる
	③注意の分配	複数のことに同時に注意を向けて作業することができる	同時作業ができる	手順書を見ながら取り組んだり、下準備（順番通りに並べておく等）があればできる	1つの事に集中しやすいが、声かけて他へも注意を向けられる	一緒に作業をしながらその都度注意を促せばできる	同時作業をすると混乱してしまう
	④注意の転換	ひとつのことから他のことへ切り替えることができる	(ゲーム等に熱中しているも)必要に応じて切り替えられる	アラームやタイマーを用いれば切り替えられる	名前を呼んだり、今すべき事を伝えれば切り替えられる	対象物を片付けたり、次に必要な物を提示すれば切り替えられる	一つの事に没頭し、切り替えにくい
	⑤半側空間無視	片側の物や空間を見落とさずに作業することができる	片側を見落とすことはない	非無視側の余分な刺激を減らしたり、無視側への意識を促す手がかりや印を付けたりする事で見落とさない	無視の自覚促進や端まで見るよう声かけすれば見落とさない	非無視側から次第に無視側へ移行して声をかけたり、指差して端を示す等、常に手助けが必要	見落とさないよう促しても難しい
記憶	⑥短期記憶	話したことや言われたことをしばらく覚えていられる	覚えておく事ができる	自らメモなどを使って確認できる	内容確認の声かけをしたり、メモを見るよう促せば対応できる	その都度指示を伝えたり、メモを提示する事が必要	指示とは異なる事をするなど、覚えておくことが難しい
	⑦長期記憶	最近の出来事や食事の内容などを思い出すことができる	何を見ずとも思い出せる	メモリーノートやメモ、写メを見て思い出せたり、確認できる	メモの確認を促せば思い出せたり、確認できる	一緒にメモなどを確認することが必要	一緒にメモなどを見て確認できない
	⑧展望記憶	頼まれたことや予定・約束を覚えておくことができる	覚えておく事ができる	スケジュール帳やメモ、アラーム等を用いて予定管理できる	メモの確認を促したり、予定の前日に声をかけておけばできる	直前の確認が必要	直前の確認があっても、予定・約束を間違えることが多い

項目	内容	指標					
		(0)問題なし	(1)環境調整・代償手段	(2)見守り・声かけ	(3)手助け	(4)評価・支援検討	
遂行機能	⑨計画の立案	毎日の予定をたてられる	立てられる	1日の行動をリストアップすれば立てられる	優先順位を指示すれば立てられる	一緒に予定を立てる事が必要	予定を立てる事が難しい
	⑩計画の実行	外出前の準備や料理などを段取りよく進めることができる	問題なく実行できる	メモやタイマー等の補助手段を用いれば実行できる	次の行動を指示すれば実行できる	次の行動を一緒に行う事が必要	段取りよく進めることが難しい
	⑪効率的な行動	急な予定変更に対応することができる	臨機応変に対応できる	相談やメモなど変更時の対応をルール化しておけば対応できる	次の行動を指示すれば対応できる	必要な行動を一緒に行う事が必要	変更への対応が難しい
	⑫判断	困ったときに誰かに相談することができる	自ら相談できる	誰に相談するか決めておけば、困った時に相談できる	周りからの声かけなどきっかけがあれば困っている事を相談できる	周囲が状況確認することで、困っている事を自覚し、相談できる	手助けしても相談することが難しい
社会的行動・感情	⑬自発性	自発的に行動できる	自発的に行動できる	スケジュール表や予定チェックリスト等を使用すれば行動できる	声かけがあれば行動できる	スケジュール表等の確認や行動を一緒にする事が必要	手助けしても行動する事が難しい
	⑭意欲	日中横にならずに過ごせる	横にならずに過ごせる	好きなことや役割があれば横にならずに過ごせる	声かけがあれば横にならずに過ごせる	一緒に作業をする事が必要	横にならずに過ごす事が難しい
	⑮依存性	自分でできることを依存せずにできる	依存せずに自分でできる	本人のやりやすい環境に調整する事でできる	本人の行動を客観的に伝え、自覚を促す声かけがあればできる	見本を提示したり、一緒に作業すればできる	依存傾向が強く、自分でできることを行おうとしない
	⑯易怒性	イライラせず、精神的に安定して過ごせる	安定して過ごせる	対象を避けたり、その場から離れたり、事前に対応を決めておけば安定して過ごせる	自覚の促し、他の話題や退席して気分転換を勧める等で安定して過ごせる	一緒に気分転換を図ることで安定して過ごせる	気分転換を試みてもイライラしやすい
	⑰易怒性	暴言や暴力がない	暴言や暴力がない	怒りの対象や状況が避けられるよう配慮すれば暴言・暴力を回避できる	他の話題や退席して気分転換を勧める等で暴言・暴力を回避できる	本人と共に一旦その場から離れ、一緒に気分転換を図ることが必要	手助けをしても暴言や暴力がある
	⑱固執	生活や周りの人が困るほどのこだわりがない	支障が出るほどのこだわりがない	あらかじめ本人と妥協点を探り、ルールを設定すれば支障はない	切り換えを促す声かけにより支障はない	話題を変えたり、一緒に別のことに取り組むことなどが必要	こだわりが強く、生活に支障が出たり、周りの人が対応するのが難しい
	⑲欲求コントロール	欲求をコントロールできる	欲求をコントロールできる	対象のものが目に入らないようにしたり、ルールを設けたりすることによりコントロールできる	自覚の促しや声かけによりコントロールできる	欲求コントロール困難が予測される時には指摘や制止が必要	制止してもコントロールが難しい

項目	内容	指標				
		(0)問題なし	(1)環境調整・代償手段	(2)見守り・声かけ	(3)手助け	(4)評価・支援検討
社会的行動・感情	①② ①独善性 考え方に合わない人を責めたり攻撃することがない	自分の考えたと違っても許容できる	対象との同席をしない事や本人も関わらないよう留意する事で回避できる	状況説明や自覚の促しにより回避できる	制止したり、一緒にその場から離れたりすることが必要	手助けしても回避が難しい
	②③ ②易疲労性 活動時の疲労感、作業継続性について	問題なし	短時間作業、作業内容の単純化などで疲労感を軽減できる、自分で疲労を訴えることができる	休憩のための適宜の声掛けが必要、疲労感を訴えることはできる	自ら疲労感の訴えがないため、支援者の声掛けが欠かせない	疲労感が強く、決められた作業に参加できないこともある、もしくは参加できない
コミュニケーション	④ ④疎通性 その場に適切な言動をとることができる	適切な言動がとれる	事前の約束事で適切な言動がとれる	不適切な言動が予測される時に声かけが必要	不適切な言動を制止したり、軌道修正したりすることが必要	手助けがあってもその場に不適切な言動をとりやすい
	⑤ ⑤一貫性 会話の文脈や目的に沿った話をするができる	会話の文脈や目的に沿った話をするができる	短く分かりやすい会話をおこなえば文脈に沿える	会話のずれを伝えることで自ら修正できる	会話の文脈や目的を繰り返し伝え修正することが必要	手助けがあっても会話の文脈からずれやすい
	⑥ ⑥理解(失語) 相手が言っていることを理解することができる	理解できる	短くゆっくり伝えたり、絵や文字を見て補うことで理解できる	本人の理解を確認しながら再度説明すれば理解できる	実際にやり方を見せたり、その場所へ一緒に行ったりするなどが必要	手助けがあっても理解が難しい
	⑦ ⑦表出(失語) 自分の言いたいことを相手に伝えられる	伝えられる	急がない環境や短い筆記を加えることで伝えられる	正しい表現は難しいが、聞き手が内容を確認して推測できる	選択肢の提示等の手助けが必要	手助けがあっても伝えるのが難しい
	⑧ ⑧適切な食事 配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできる	できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
日常生活能力	⑨ ⑨身辺の清潔保持 洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる、自室の清掃や片付けができる	できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
	⑩ ⑩金銭管理と買い物 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる、一人で買い物可能であり計画的な買い物がほぼできる	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
	⑪ ⑪通院と服薬 定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができる	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
	⑫ ⑫対人関係 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行える	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	

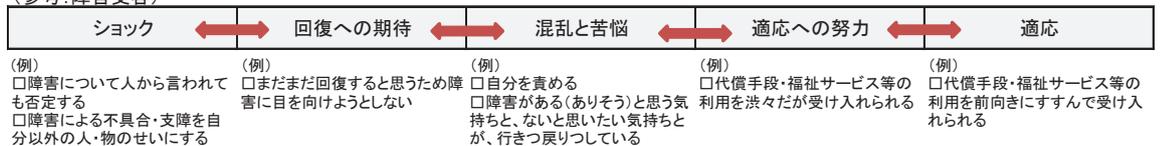
項目	内容	指標				
		(0)問題なし	(1)環境調整・代償手段	(2)見守り・声かけ	(3)手助け	(4)評価・支援検討
日常生活能力	⑬ ⑬身辺の安全保持 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めると適正に対応できる	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
	⑭ ⑭社会性 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能、また社会生活に必要な手続きが行える	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	
他	⑮ ⑮見当識 今日の日付・時間・季節・場所がわかる	自分で把握できている	カレンダーや時計、携帯等で自ら確認できる	時計等の手がかりを見るよう促せば確認できる	その都度、日付や時間を伝える事が必要	その都度、伝えても把握しにくい
	⑯ ⑯気づき 自分の障害の内容を理解している	(障害理解について、気づきの程度や障害受容の側面も考慮しながら記入してください。下記参照)				

※下記は、気づきや障害受容の参考資料です。必ずしもこの通りにすすむものではありません。長い時間をかけて、行きつ戻りつしながらすすんでいくことを考慮しながら参考にしてください。

(参考:気づき)

気づき無し (障害に全く気づいていない)	知的気づき (言葉や症状を知識として知っている)	体験的気づき (体験と知識が結びつき、障害を実感できている)	予測的気づき (障害を理解し、問題が起きないように予測して行動できている)
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	--

(参考:障害受容)



◎このファイルには、あなたの大切な個人情報があります。

決して失くさないように、ご自身の責任で保管しましょう。

◎ 万一、このファイルを拾われた方は、下記の連絡先までご連絡ください。

**【遺失時の連絡先】**

氏名	
電話番号	

**【このファイルの所有者】**

あなたのお名前	
---------	--

「医療と福祉」のネットワークの各県の現状や課題についてお聞きしたい。(広島県提案)

社会的資源の状況について		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
回答者		鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	島根県障がい福祉課 永瀬	岡山県健康推進課、川崎医科大学附属病院、旭川荘	高次脳機能センター、疾病対策課	山口県障害者支援課 在宅福祉推進班 今富	
1 県拠点機関の設置状況	概要	数(箇所) うち医療機関(箇所)	1 1	3 3	2 1	1 1	
		概要	医療法人十字会野島病院	松江青葉病院、エスポアール出雲クリニック、松ヶ丘病院	川崎医科大学附属病院 医療分野を中心とした支援等を実施	名称：広島県高次脳機能センター(委託先：社会福祉法人広島県福祉事業団) H18年に県立障害者リハビリテーションセンター内に開設し専門診療科・相談窓口を設置。H27年に高次脳の病床40床を開設。 ・専門医療の提供。 ・専門的リハビリテーションの提供。 ・専門のコーディネーターによる当事者・家族、医療機関・福祉施設等関係機関からの相談対応及び社会復帰支援等の実施。 ・専門相談窓口を設け、県民及び保健医療・福祉関係者からの相談、照会等への対応。 ・当事者団体等と協同して、高次脳機能障害者及びその家族の支援に不可欠な合同相談会や勉強会を開催。 ・教育・研究・啓発活動 ・連絡協議会の設置・運営、広域自治体間連携等の事業を実施。	山口県立こころの医療センター
		うち医療機関以外(箇所)			1 旭川荘 福祉分野を中心とした支援等を実施		
		種別、概要					
2 地域(圏域)拠点の設置状況	概要	数(箇所) うち医療機関(箇所)		7 3	18 16	8 8	
		概要		松江青葉病院、エスポアール出雲クリニック、西部島根医療福祉センター	精神科医療機関を含む	名称：広島県高次脳機能地域支援センター H19年に指定開始。地域の中核となる医療機関の中でリハビリテーション機能を有し、高次脳機能障害の相談に対応できる医療機関(病院)を県が指定。	
		うち医療機関以外(箇所)		4	2		
		種別、概要		相談支援事業所：そよかぜ館、ほっと、太陽地域活動支援センター：のほほん	精神保健福祉センター、障害者職業センター		
設置要件や主な機能等	要領・要綱の有無 有の場合		あり 島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要綱	なし	あり 広島県高次脳機能地域支援センター運営要領	なし	
	設置の目安や要件		実施要綱参照(添付します)	事業への参加に意思表示のあった機関	各圏域に1以上設置。リハビリテーション機能を有し、相談支援コーディネーターを配置し地域における相談対応ができる医療機関		
	主な支援機能		実施要綱参照(添付します)	各地域での診断、リハビリテーション、社会的支援	・相談支援コーディネーターを配置した相談窓口を設置し、地域における相談に対応。相談支援コーディネーターは、地域の医療機関、障害者支援施設、就労支援施設と連携し相談に対応する。 ・県の連絡協議会に参加するとともに、広島県高次脳機能センターと連携して、地域支援ネットワークの形成に努める。 ・高度な診断・評価・訓練を必要とする場合は広島県高次脳機能センターへ紹介を行う。		
3 拠点以外の医療機関・相談機関・福祉サービスなどの状況について	拠点機関以外の医療機関の把握	把握の有無	している	していない	している	していない	
		している場合 把握の手法	精神科、脳外科、神経内科、リハビリテーション科を標榜する医療機関へ意向調査を実施(平成28年)		調査票の送付		県内の急性期病院、回復期病院、維持期病院、精神科病院に対して、高次脳機能障害支援実態調査を実施。
		高次脳障害対応とする要	意向調査の内容によって判断		質問2の18機関(医療機関以外2カ所を含む)		調査において高次脳機能障害の診断を行っているか回答があった場合
		一覧表の公表の有無	している		している	していない	していない
		公表先	鳥取県のホームページ		川崎医科大学附属病院のHP掲載、パンフレットの別刷り		
		研修や会議について	支援拠点等の研修会について情報提供		支援体制連携調整委員会での情報共有、支援研修会等の講習会の案内送付		
	課題	情報の更新				高次脳機能障害に対応している医療機関に引き継いでいるか不透明な現状にあり、各圏域に基幹となる医療機関を見出し、地域の医療連携の体制を整備していく必要あり。	
拠点機関以外の関係機関(医療機関以外)の把握	把握の有無	している	していない	していない	していない		
している場合 機関の種類	障がい関係施設サービス事業所、介護保険サービス事業所						
把握の手法	上記機関に対し意向調査を実施						
高次脳障害対応とする要	意向調査の内容によって判断						
一覧表の公表の有無	している						
公表先	鳥取県のホームページ						
研修や会議について	支援拠点等の研修会について情報提供						
課題	情報の更新						
支援マップの有無		していない	していない	していない	していない		

ネットワーク会議等		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
委員の職種	医師		○	○	○	○
	専門 リハ職 OT		県拠点院長(精神科医)など	リハビリテーション科、内科、精神科	脳神経外科、脳神経内科、リハビリテーション	脳神経外科、精神科
	ST		○	○	○	○
	PT			○		
	他					
	心理職 SW・PSW・相談員 当事者・家族		○	○	○	○
	その他		労働局、障害者職業センター、保健所、県特別支援教育課	就労支援関係者	市町職員、障害者施設管理者、障害者職業センター管理者、職業訓練校管理者、医療機関相談窓口管理者、障害者支援施設管理者	弁護士、県障害者職業センター、県精神保健福祉センター
4 県連絡協議会 について	年度		R2	現在	H30	～
	名称		第15回島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会	医療WG	高次脳機能障害連絡協議会ワーキング会議	
	委員構成		上記の「委員の職種」とおり	リハ職、MSW、心理職	協議会委員5名(脳神経外科・脳神経内科医師、家族会、市町担当者) 協議会委員以外3名(精神科医師、精神障害者相談支援事業所専門相談員、高次脳機能センターコーディネーター)	
	設置理由・内容・課題		【設置理由】 島根県の高次脳機能障がい者の支援に関する事項(体制整備、連携方策、啓発等)を協議するため 【内容】 ・県内の高次脳機能障がい支援の状況について ・部会の委員について	症例検討会および勉強会の開催	高次脳機能障害に係る連携パス(手帳)の検討のため設置。 平成30年度に2回開催。 成果物:「広島県高次脳機能障害サポートファイル」	
	年度		R1	現在		
	名称		第14回島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会	福祉WG		
	委員構成		上記の「委員の職種」とおり	旭川社		
	設置理由・内容・課題		【内容】 ・県内の高次脳機能障がい支援の状況について ・部会の委員について ・普及・啓発について	福祉支援の充実		
	年度		H30	～現在		
	名称		第13回島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会	地域連携WG		
	委員構成		上記の「委員の職種」とおり	拠点機関		
	設置理由・内容・課題		【内容】 ・県内の高次脳機能障がい支援の状況について	普及啓発の充実		
	年度		H29	～現在		
	名称		第12回島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会	小児WG		
	委員構成		上記の「委員の職種」とおり	リハ職、医師		
	設置理由・内容・課題		【内容】 ・県内の高次脳機能障がい支援の状況について ・今後の高次脳機能障がい者支援のあり方について	小児支援の検討、情報共有		
年度		H29	～現在			
名称		第11回島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会	自動車運転WG			
委員構成		上記の「委員の職種」とおり	リハ職、医師			
設置理由・内容・課題		【内容】 ・今後の高次脳機能障がい者支援のあり方の検討状況について	自動車運転支援の検討、情報共有			
年度		H29				
名称		島根県高次脳機能障がい者支援事業の検証等に 係るWG				
委員構成		県拠点CD、地域拠点CD等				
設置理由・内容・課題		【設置理由】 事業開始10年の節目にあたり、事業内容の検証を行うため 【内容】 事業内容の検証(H29年度中で5回開催)				

ネットワーク会議等		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
5 圏域・地域のネットワーク会議や協議の開催について	圏域や地域連絡協議会等の実施状況	頻度	1回/年	4回/年		1回/年
		会議名称	高次脳機能障がい支援者意見交換会	松江圏域NW会議		高次脳機能障害地域連携会議
		主催	保健所	主催:松江圏域拠点		山口県
		参加者	医療機関、障がい者支援施設、行政、家族会、支援拠点	圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)		圏域内の医療、保健、福祉、行政の関係者
		内容・課題	情報提供:高次脳機能障がいの理解と支援 意見交換:高次脳機能障がいの者の円滑な支援のための医療と地域の連携について	【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)		事例検討をとおして連携の状況や課題について意見交換を行う。(R3事例「復職水準が高度な方への支援について」)
		頻度	1回/年	2回/年		
		会議名称	鳥取県東部圏域高次脳機能障がい者支援機関連絡会	雲南圏域NW会議		
		主催	保健所	主催:雲南圏域拠点		
		参加者	医療機関、相談支援事業所、行政、支援拠点等	圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)		
		内容・課題	報告:高次脳機能障がい支援拠点機関の取組 鳥取県障害者職業センターの取組 意見交換:かかわりのある事例について	【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)		
		頻度		6回/年		
		会議名称		出雲圏域NW会議		
主催		主催:出雲圏域拠点				
参加者		圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)				
内容・課題		【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)				
頻度		3回/年				
会議名称		大田圏域NW会議				
主催		主催:大田圏域拠点				
参加者		圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)				
内容・課題		【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)				
頻度		2回/年				
会議名称		浜田圏域NW会議				
主催		主催:浜田圏域拠点				
参加者		圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)				
内容・課題		【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)				
頻度		2回/年				
会議名称		益田圏域NW会議				
主催		主催:益田圏域拠点				
参加者		圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)				
内容・課題		【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)				
頻度		2回/年				
会議名称		隠岐圏域NW会議				
主催		主催:隠岐圏域拠点				
参加者		圏域内の関係者(医療、福祉、行政など)				
内容・課題		【内容】 事業報告、事例紹介、情報提供(県、全国協議会など)				
頻度		数回/年				
会議名称		地域連絡会議				
主催		主催:県拠点				
参加者		県拠点、圏域拠点 ※県内を3地域(東部、中部、西部)に分けて各地域で開催				
内容・課題		【内容】 地域内での情報共有				
6 各市町の相談事業について	各市町の相談窓口(3障害)等との連携	連携の有無	全市町連携している	していない	しているが、一部の市町にとどまっている	していない
		している場合 窓口 具体例	障がい、福祉分野 圏域毎の意見交換会等		市町村によって相談窓口は一定ではない。 個別支援について、転院先について	市町 自立支援協議会(就労部会*精神部会)に加入している
各市町の相談事業について	研修や相談業務支援	支援の有無	している	していない	している	している
		している場合 具体例	研修会等の開催について情報提供を行っている。		市町相談窓口のみが対象ではないが、支援者全般に支援者研修を開催している	市町・職業センター、施設等の要望に応じて講師を派遣

精神障害にも対応した地域包括システムについて		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
7 精神障害にも対応した地域包括システムにおける高次脳機能障害支援について	有無	なし	なし	なし	なし	なし
	構築推進事業事業の実施(予定)					
	事業名					
	内容					
	事業名					
	内容					
	構築支援事業事業の実施(予定)					
有無	なし	なし	なし	なし	なし	
事業名						
内容						
にも包括について自由記載	なし			「にも包括」については、大きな概念は示されているが、具体的にしていく作業はこれからという印象を持っている。コアとなるメンバーや部署によって方向性が大きく違ってくる可能性もあることから注視していく必要性を感じている。		

高次脳機能障害支援体制のネットワークの構築について		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
8 その他	自由記載	医療機関や福祉関係機関以外との連携が弱い ため、どのように連携を図るのが課題。				

島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 外傷性脳損傷や脳血管疾患などにより、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等の後遺症を呈するいわゆる高次脳機能障がい者については、医療から福祉までの連続したケアが必要である。そのため、高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は島根県（以下「県」という。）とする。ただし、この事業の一部を、社会福祉法人又は医療法人が運営する施設であって、適切な事業運営ができると認められる施設に委託して実施することができる。

(実施施設)

第3条 この事業を実施する施設は、地域支援拠点と圏域相談支援拠点とする。  
 2 地域支援拠点は、医療法人青葉会、医療法人エスポアル出雲クリニック及び社会医療法人正光会に置くものとする。  
 3 圏域相談支援拠点は、障害者保健福祉圏域ごとに、知事がこの事業の実施を委託した施設に置くものとする。

(圏域相談支援拠点)

第4条 知事は、次の各号に定める基準に適合し、地域の実情に応じて適当と認めるものを圏域相談支援拠点として、委託することができる。  
 (1) 高次脳機能障がいの専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行った実績があり、当該施設においてこの事業を適切かつ確実に行うことができると認められること。  
 (2) 高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援を行うのに適切な者が配置されていると認められること。  
 (3) 関係機関との関係が良好であり、円滑な連携を図ることが可能であると認められること。

(対象者)

第5条 この事業の対象となる者は、高次脳機能障がいを有すると思われる者であって、障がいに より日常生活を営むのに支障があり、何らかの特別な援助を必要とする者とする。

(地域支援拠点が行う事業内容)

第6条 地域支援拠点は、この事業を推進するための中核的な機関として、次の事業を実施するものとする。  
 (1) 圏域相談支援拠点への支援  
 地域支援拠点は、担当圏域の圏域相談支援拠点が実施する、相談支援、家族支援及び地域における関係機関や関係団体等とのネットワークの充実について支援する。  
 (2) 普及・啓発事業  
 高次脳機能障がいの正しい理解を普及促進するため、県民に対する普及・啓発活動や保健・医療・福祉・教育・就労・行政等の関係機関や関係団体等を対象とする高次脳機能障がい者支援に関する研修会を開催し、関係者の資質の向上を図る。  
 (3) 地域支援ネットワークの充実・確保のための活動  
 地域の実態把握、相談等の事業実施状況の分析、関係機関等との連携確保・連絡調整、高次

脳機能障がいの改善や障がい者の支援に繋がる調査研究等を行い支援体制の確立を図る。  
 2 地域支援拠点は、前項に掲げる事業を中心的に行う者として地域支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援を行うのに適切な者）を配置するものとする。

(圏域相談支援拠点が行う事業内容)

第7条 圏域相談支援拠点は、地域の相談窓口として、次の事業を行うものとする。  
 (1) 各種相談支援  
 電話、面接等により療養、日常生活、各種サービス、就労などに関する相談・支援および情報提供等を行う。  
 (2) 家族支援の実施  
 高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場の提供をする。  
 (3) 圏域ネットワーク会議の開催  
 関係機関や関係団体等が、連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。  
 (4) 圏域研修会の開催  
 圏域の課題や実情に応じた情報や技能の習得を目的とした圏域研修会を開催する。  
 (5) その他高次脳機能障がい者支援のための活動  
 2 圏域相談支援拠点は、前項に掲げる事業を中心的に行う者として支援コーディネーターを配置するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 地域支援拠点及び圏域相談支援拠点は、この事業の実施に当たり、高次脳機能障がい者の地域生活に必要な支援に係る保健・医療・福祉・教育・就労・行政等の関係機関との連携を密にし、この事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 この事業に関わる関係者（当該事業から離れた者を含む。）は、障がい者本人の人権を十分配慮するとともに、当該障がい者の身上及び家庭に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(広報)

第10条 県は、この事業の円滑かつ適正な運営を図るため、県民や関係機関への周知を図るものとする。

(その他)

第11条 この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成19年8月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

① 医療機関との連携で勉強会、家族相談会を実施する件について

○コロポックルさっぽろは次の3つの事業所を運営

- 就労継続支援 B 型事業所 クラブハウスコロポックル
- 札幌市地域活動支援センター コロポックルレディース
- 札幌市指定相談支援事業所 相談室コロポックル

○コロポックルさっぽろが現在行っている退院支援

- a) 相談室コロポックルへ退院後の支援について相談が寄せられる
- b) 相談室コロポックルと B 型事業所または地域活動支援センターが連携して支援する
- c) 家族支援は「脳損傷友の会コロポックル」と連携して支援する

○企画の主旨

a) 脳血管疾患の方は急性期病院、回復期病院から退院時に介護保険の利用を勧められるのがほとんど。

b) 高次脳機能障害者が使えるサービスを医療関係者や当事者・家族に知ってもらえるよう回復期病院内で月 1 回「高次脳機能障害の支援」と家族相談会をする話を進めていた。

\* 今年度はコロナ禍で実現できなかった。

\* 本人、家族に「障害福祉サービス」「今後の見通し」「使える制度」が十分伝わっていないことが多い。

○多職種連携を目指した事例検討会を実施してきた

2015 年～2021 年度まで、毎年神奈川県総合リハビリテーションセンターの瀧澤氏を講師に「高次脳機能障害者の支援 & 事例検討会」を実施し、医療者、保健・福祉、介護の事業者にも参加してもらって、道内 7 か所で高次脳機能障害の事例をもとに多職種の検討会を実施した。(直近の 2 年はオンラインで実施)

2015 年 (旭川)	60 人	
2016 年 (釧路)	77 人	
2017 年 (函館)	45 人	
2018 年 (札幌)	56 人	
2019 年 (千歳)	27 人	
2020 年 (小樽)	15 人	オンライン
2021 年 (札幌市豊平区)	15 人	オンライン

\* 多職種の方に参加してもらって好評だったが、コロナ禍で対面の会ができず、今年は休止した。

② 他県の当事者との交流について

事業所で行ってきた企画 (外出企画、他事業所との交流) がコロナ禍できなくなり、オンラインでの交流を模索してきた。

2021 年 クロスジョブ札幌 (就労移行支援事業所)  
コロポックル道南 (就労継続支援 B 型)

2022 年 コンポステラ (就労継続支援事業所)

内容: 事業所や活動の紹介 (当事者が主体)

## 令和4年度高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業 運営方針

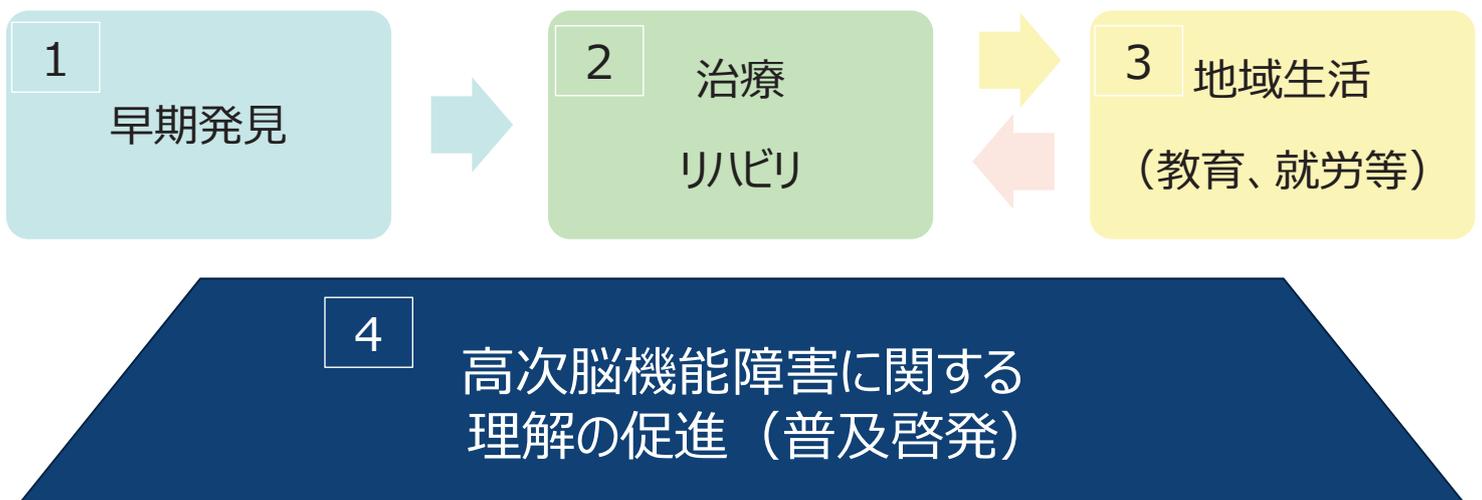
令和4年度 第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会  
2023年2月17日 オンライン開催

社会・援護局  
障害保健福祉部  
精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 高次脳機能障害対策について

- 高次脳機能障害は、身体的、精神的な特徴が外見上では判断しづらく、患者自身や家族等による障害の理解は容易でない。
- 早期に発見し、治療、リハビリの支援につなげ、地域生活をサポートすることが必要。



- ・ 支援普及事業等について
- ・ 調査・研究事業について
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業及び 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

国立障害者リハビリテーションセンター実施分と都道府県実施分

令和5年度予算案（令和4年度予算）

### ○国立障害者リハビリテーションセンター実施分

11百万円（11百万円）

都道府県職員や地方支援拠点機関の支援コーディネーターを対象とした全国会議の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、平成23年10月より、同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図る。

### ○都道府県実施分

令和5年度予算案（令和4年度予算）

#### ・地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業） 447.5億円（446.6億円）の内数

都道府県地域生活支援事業（必須事業）

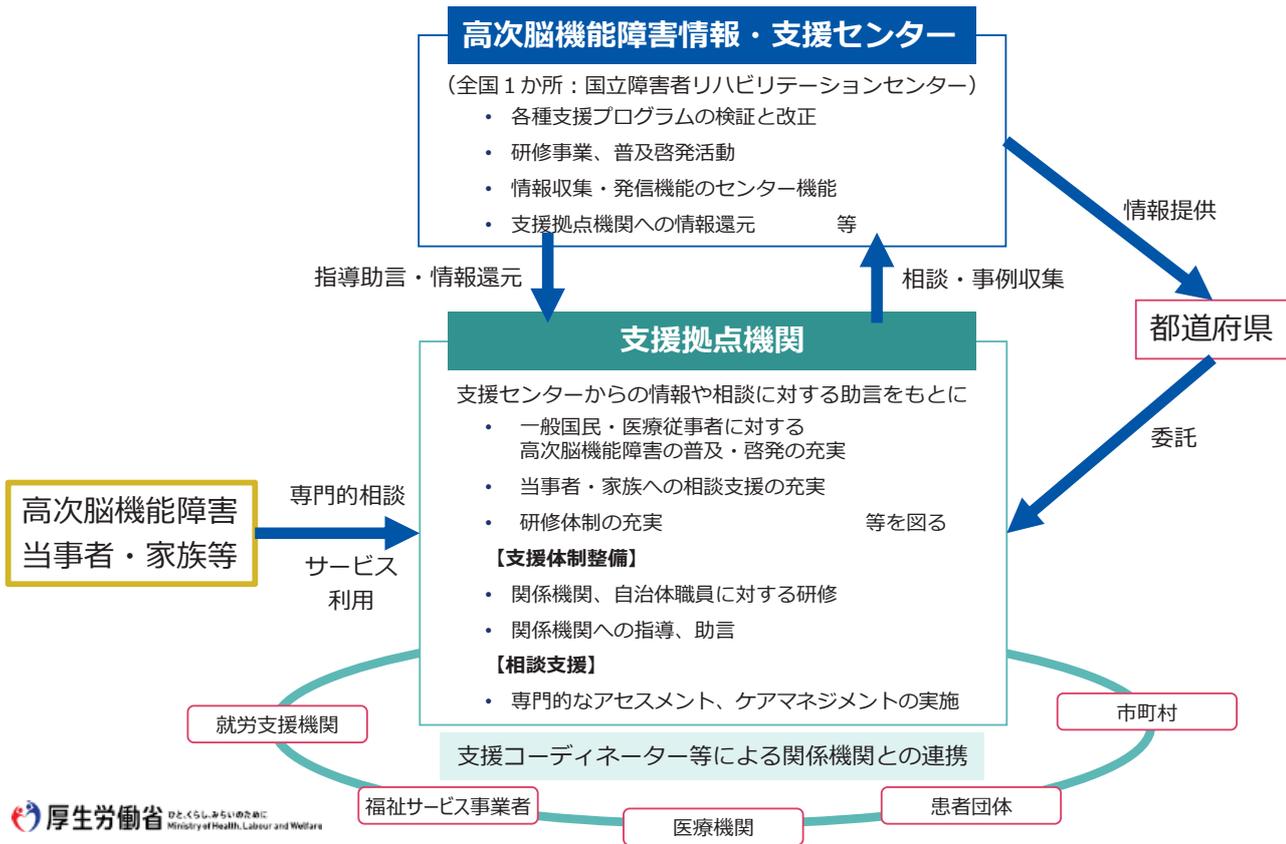
- 支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。
- 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、また、地域における高次脳機能障害支援の普及を図る。

#### ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業【新規】 （地域生活支援促進事業） 1.5億円

高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実を図る。

# 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業①

高次脳機能障害施策の全体図



4

# 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業② (高次脳機能障害情報・支援センター)

高次脳機能障害に対する総合的な支援を行い、高次脳機能障害支援拠点機関を含めた医療・福祉サービス等の向上を目指す

## センターの機能

中央拠点として総合的な支援を行う機能を果たす。

- ・ 各都道府県拠点機関との連携
- ・ 各種支援プログラムの検証と改正
- ・ 取組を促す研修事業
- ・ 普及啓発活動
- ・ 様々な情報の収集・整理・発信
- ・ 諸機関に対する相談の実施

## 具体的な取組

- ・ 全国連絡協議会等を2回開催し、各都道府県拠点と連携
- ・ 各都道府県等で実践されている各種支援プログラムの成果を検証し、必要に応じてよりよいものに改正
- ・ 拠点機関職員等に対し、支援技術習得等に関する研修を実施
- ・ シンポジウム等による普及啓発
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンターが高次脳機能障害に関する情報を集約し、支援体制の情報を収集し、ホームページで発信
- ・ 一般国民がわかりやすい障害の解説等をホームページで発信
- ・ 医療従事者に対する高次脳機能障害への専門的な解説等をホームページで発信
- ・ 支援拠点機関からの各種の相談の実施・情報の還元

高次脳機能障害情報・支援センターWEBサイト

[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/index.html](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/index.html)

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業③ (支援拠点機関)

- ・ 全国で121か所(令和4年11月時点)を整備(120か所:令和4年4月時点)
- ・ 平成22年度に全都道府県への設置を達成

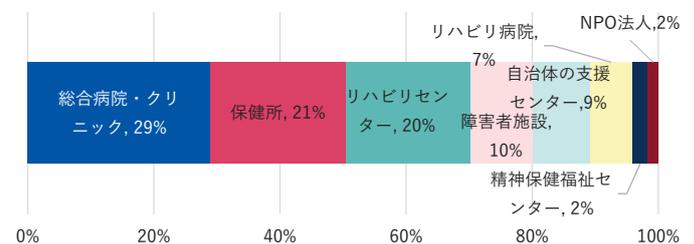
### 支援拠点機関の機能

- ・ **支援コーディネーター**(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師等、高次脳機能障害者に対する専門的支援を行うのに適切な者)を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。
- ・ 講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及啓発活動のほか、自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援体制の整備に取り組む。

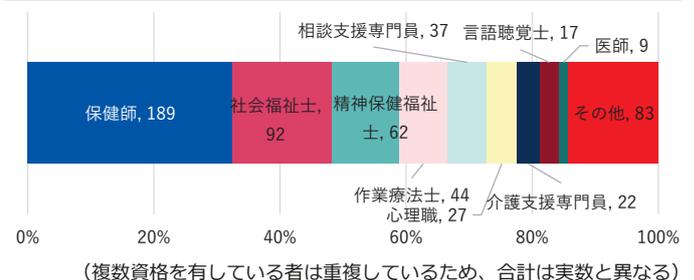
### 取組状況:令和3年度実績※( )内は令和2年度実績

- ・ 支援コーディネーターを配置:全国で437名(427名)
- ・ 相談支援件数:全国で96,651件(95,974件)
- ・ 研修会・講習会:全国で255回(178回)、  
参加者数23,358名(11,128名)
- ・ ケース会議:全国で2,931回(2,710回)、  
参加者数18,645名(14,548名)

### 支援拠点機関の内訳(令和4年度)



### 支援コーディネーターの内訳(令和3年度)



## 高次脳機能障害対策の現状、主な課題、対応の方向性、目指す姿

### (1) 現状

高次脳機能障害対策については、各都道府県の支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援を実施するとともに、保健医療・福祉等関係機関との連絡・調整を実施してきている。

### (2) 主な課題

患者・家族の会や有識者から、医療機関等における疾病の認知が十分とは言えず、診断、治療につながらなかつたり、診断が見逃されたりするケースがあることや、具体的な支援・サービスを行う機関(医療、リハビリ、福祉、就労支援)の不足や周知不足等より、適切な支援につながっていないと指摘されているところである。

### (3) 対応の方向性

各都道府県において支援サービスの提供を行う医療、福祉・就労等の支援機関を確保・明確化するとともに、これらの関係機関と相互に連携・調整を図り、地域の支援ネットワークを構築し、患者やその家族等に具体的な支援機関に関する情報が適切に提供されるよう周知・啓発する。

### (4) 目指す姿

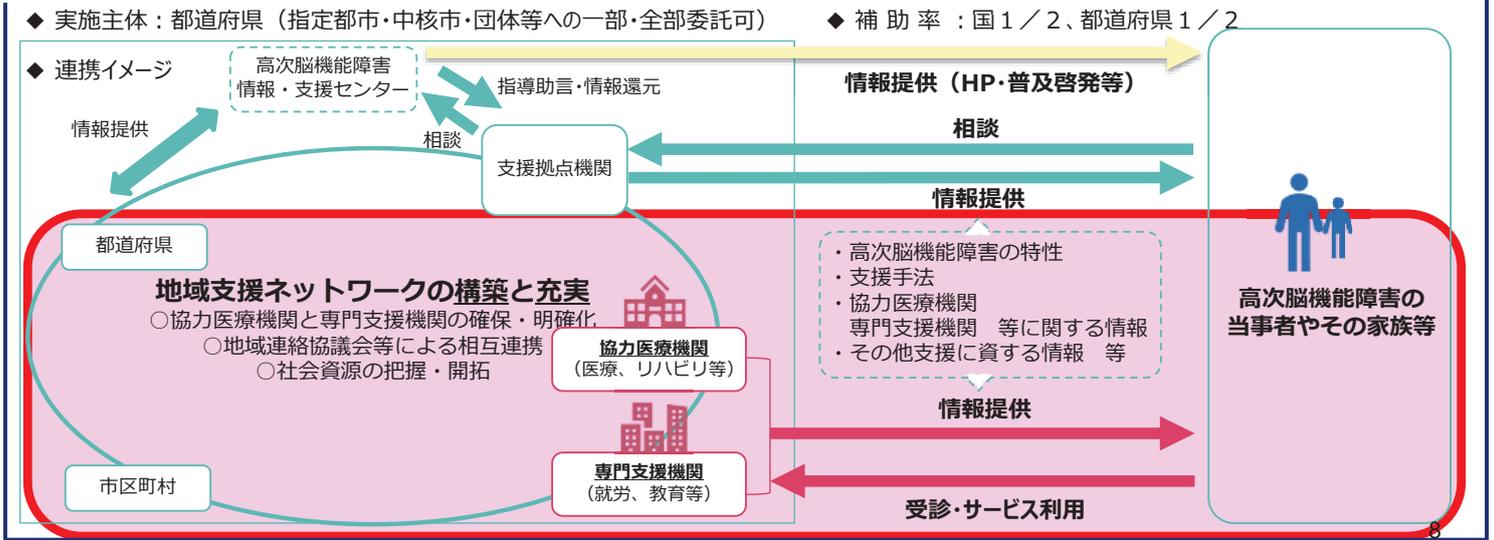
(3)を通じて、関係機関の支援体制の明確化、医療・福祉サービスの充実や、地域連携の構築、地域間格差の解消に取り組み、高次脳機能障害者とその家族が、必要な支援を全国どこでも享受できる社会を構築する。

令和5年度概算要求額 1.5 億円

## 1 事業の目的

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- ・ 支援普及事業等について
- ・ 調査・研究事業について
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

# 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究（令和2年度-4年度）

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）研究代表者：深津玲子先生（国立障害者リハビリテーションセンター）

## 平成30年度-令和元年度

- 「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」において、「障害福祉サービス等事業者向け高次脳機能障害支援マニュアル」を作成
- マニュアル内容
  1. 高次脳機能障害とは
  2. 基本的な対応と支援
  3. サービス別支援のポイント（障害福祉サービス、相談支援、地域における連携、関連制度）
  4. 支援事例

## 令和2年度-令和4年度

- 「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」も踏まえ、実態に即した研修カリキュラム及びテキストを開発
- スケジュール（参考）
  - [令和2年度] 支援者養成研修カリキュラムの開発及びテキスト開発  
基礎編・応用編（各2日間）のカリキュラム作成及び基礎編テキストの作成とその試行
  - [令和3年度] 開発したカリキュラム及びテキストを用いてモデル研修を実施  
基礎編テキストを用いてモデル研修の実施 応用編テキストの作成
  - [令和4年度] 研修カリキュラムとテキストの効果について検証  
モデル研修の実施 カリキュラム・テキストの改訂（予定）

高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（平成16年度にモデル事業で作成）

高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究  
令和2年度-3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
研究代表者：三村将（慶應義塾大学精神神経科学）

令和3年度版 高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（仮称）

## 高次脳機能障害の診断基準の検討とその普及啓発に関する研究

令和4年度-5年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）

研究代表者：三村将（慶應義塾大学精神神経科学）

令和3年度版ガイドライン（仮称）の  
妥当性検証

- 諸外国の診断基準との比較・妥当性検証
  - 既存のガイドラインとの整合性検証・適正化
  - 高次脳の診断に関わる医師による妥当性検証・適正化
- ※必要に応じて、令和3年度版 高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（仮称）の適正化を図る

令和3年度版ガイドライン（仮称）の  
周知を含めた高次脳機能障害に関する普及啓発

- 支援対象者・実施者を含めた国民全体に対する普及啓発資材の作成
- 普及啓発の方策の検討

当事者・家族等からのパブリックコメント募集

高次脳機能障害 診断基準ガイドライン改訂に伴う

- 対象患者についての実態把握
- 現状の精神保健分野における支援体制の課題等の検討

期待される効果

- 特性に応じた、適切なリハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援などのサービス提供
- 「見えにくい障害」に対する理解を深め、啓発を促す

- ・ 支援普及事業等について
- ・ 調査・研究事業について
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

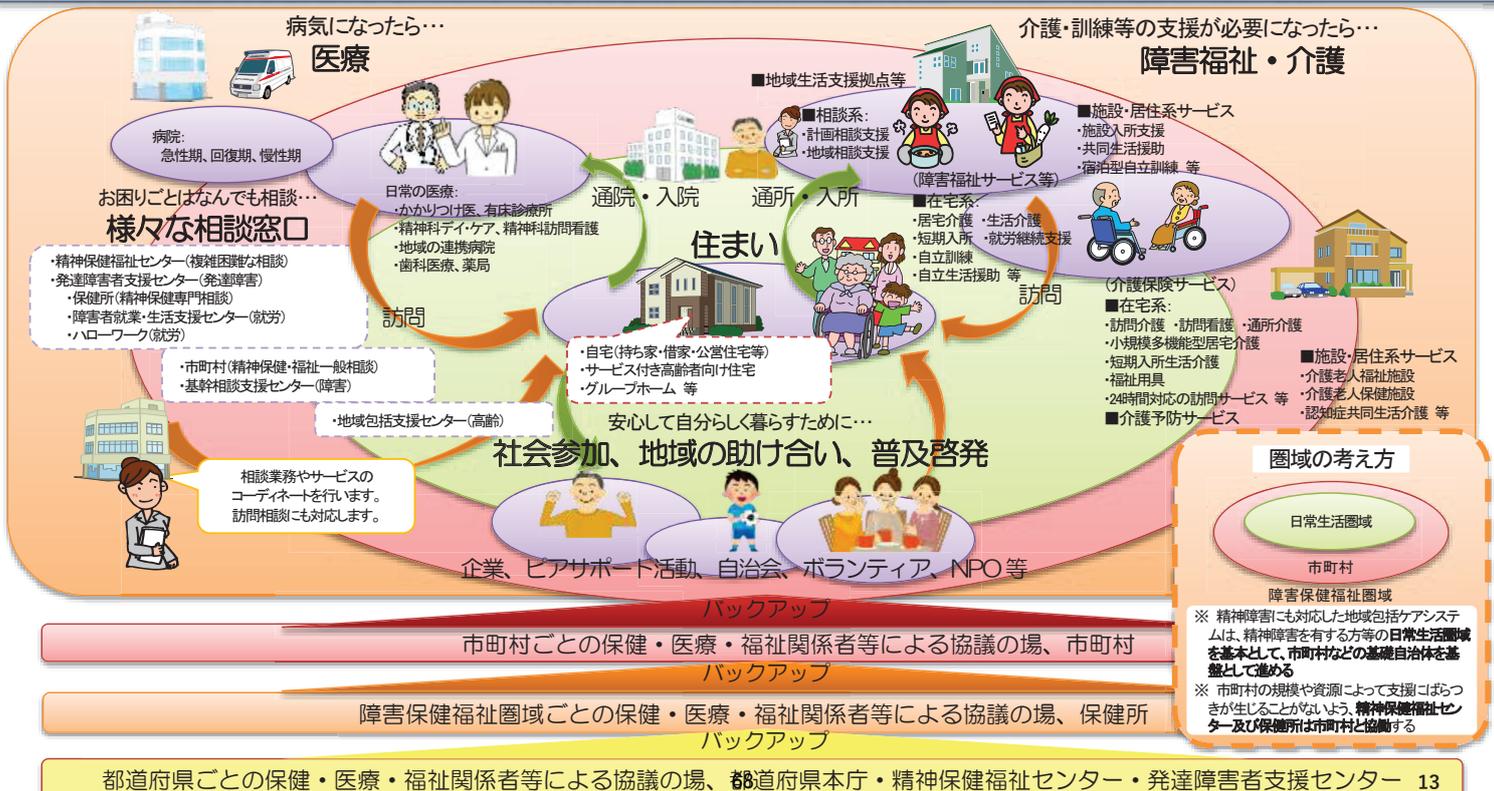


<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html>



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 高次脳機能障害情報・支援センター ウェブサイトの改修について



国立障害者リハビリテーションセンター  
高次脳機能障害情報・支援センター

## ウェブサイト改修の目的と内容

- 高次脳機能障害情報・支援センターウェブサイトでは、当事者とその家族及び一般の方にも理解しやすい障害の解説並びに医療や福祉の従事者に対する専門的な情報等を発信している（※令和3年度アクセス数:540,595件）。
- 同サイトでは、高次脳機能障害相談窓口として、各都道府県の支援拠点機関の一覧を掲載している。
- 一方、各都道府県では、支援拠点機関のほか、地域の実情に合わせて、高次脳機能障害に対応する医療機関等の整備が進められており、支援体制について当事者・家族、支援者等への情報提供が求められている。
- そこで、「高次脳機能障害及びその関連障害に関する地域支援ネットワーク構築促進事業」の実施を踏まえ、地域の支援体制に関する普及啓発の促進を目的として、同サイトに47都道府県ごとのページを作成し、支援拠点機関のほか、医療機関、支援機関その他の情報も併せて掲載できるよう改修を行う。
- 2月下旬以降、同サイトへの掲載情報について、各都道府県にリンク先の確認を依頼するので、ご協力をお願いしたい。また、追加すべき掲載項目についてご意見をお寄せいただきたい。

## ■ 高次脳機能障害相談窓口ページ【現行】

[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/soudan/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/soudan/)



- ・県別リンク及び全県的情報を1ページに掲載している。
- ・県別リンクの県名をクリックすると、スクロールしてページ内アンカーを設置した箇所(県名)を表示する。

### 高次脳機能障害相談窓口

#### ● 都道府県（支援拠点機関）

- ▶ 北海道 ▶ 青森県 ▶ 岩手県 ▶ 宮城県 ▶ 秋田県 ▶ 山形県 ▶ 福島県 ▶ 茨城県 ▶ 栃木県 ▶ 群馬県
- ▶ 埼玉県 ▶ 千葉県 ▶ 東京都 ▶ 神奈川県 ▶ 新潟県 ▶ 富山県 ▶ 石川県 ▶ 福井県 ▶ 山梨県 ▶ 長野県
- ▶ 岐阜県 ▶ 静岡県 ▶ 愛知県 ▶ 三重県 ▶ 滋賀県 ▶ 京都府 ▶ 大阪府 ▶ 兵庫県 ▶ 奈良県 ▶ 和歌山県
- ▶ 鳥取県 ▶ 島根県 ▶ 岡山県 ▶ 広島県 ▶ 山口県 ▶ 徳島県 ▶ 香川県 ▶ 愛媛県 ▶ 高知県 ▶ 福岡県
- ▶ 佐賀県 ▶ 長崎県 ▶ 熊本県 ▶ 大分県 ▶ 宮崎県 ▶ 鹿児島県 ▶ 沖縄県

県別リンク

#### ● 当事者・家族会

- ・日本高次脳機能障害者友の会
- ・地域で共に生きるナノ
- ・日本失語症協議会
- ・日本脳卒中者友の会 東京支部

### 全県の相談窓口情報

支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
北海道大学医学部脳神経科	060-8648	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161
NPO法人人口リハビリテーション協会	062-0051	札幌市東区月宮東1条17丁目5-39	011-858-5600
NPO法人Re-Alive	003-0023	札幌市白石区南郷通7丁目北5-29 (R)*12F	011-868-7844
ふくろのりかばりー総合支援センター	003-0029	札幌市白石区南郷通17丁目北1-13	011-861-6353

(ページ内アンカー)

### 全県の相談窓口情報

支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
埼玉県高次脳機能障害者支援センター [埼玉県総合リハビリテーションセンター内] 埼玉県のHPへリンク	362-8567	上尾市西長郷148-1	048-781-2236

支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
千葉県千葉リハビリテーションセンター	266-0003	千葉市緑区菅田町1-45-2	043-291-1831
葛飾区内務リハビリテーション施設	270-0022	松戸市栗ヶ沢789-1	047-383-5566
亀田リハビリテーション病院	296-0041	船橋市東町975番地2	04-7093-1400
地方独立行政法人 埼玉県医療福祉中央機構 (リハビリテーション科)	289-2511	埼玉イの1326番地	0479-63-8113

支援拠点機関	郵便番号	住所	電話番号
東京都心身障害者福祉センター	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 東京都駒田橋行倉 (セントラルプラザ) 13階~15階	03-3235-2955

## ■ 高次脳機能障害相談窓口ページ【改修後】



- ・県別リンクをクリックすると、都道府県別ページ(新規作成)に遷移する。
- ・支援拠点機関情報を「都道府県別ページ」へ移設する。
- ・都道府県ウェブサイトにある医療機関情報、支援機関情報などへのリンクを追加。

### 高次脳機能障害相談窓口

#### ● 都道府県（支援拠点機関）

- ▶ 北海道 ▶ 青森県 ▶ 岩手県 ▶ 宮城県 ▶ 秋田県 ▶ 山形県 ▶ 福島県 ▶ 茨城県 ▶ 栃木県 ▶ 群馬県
- ▶ 埼玉県 ▶ 千葉県 ▶ 東京都 ▶ 神奈川県 ▶ 新潟県 ▶ 富山県 ▶ 石川県 ▶ 福井県 ▶ 山梨県 ▶ 長野県
- ▶ 岐阜県 ▶ 静岡県 ▶ 愛知県 ▶ 三重県 ▶ 滋賀県 ▶ 京都府 ▶ 大阪府 ▶ 兵庫県 ▶ 奈良県 ▶ 和歌山県
- ▶ 鳥取県 ▶ 島根県 ▶ 岡山県 ▶ 広島県 ▶ 山口県 ▶ 徳島県 ▶ 香川県 ▶ 愛媛県 ▶ 高知県 ▶ 福岡県
- ▶ 佐賀県 ▶ 長崎県 ▶ 熊本県 ▶ 大分県 ▶ 宮崎県 ▶ 鹿児島県 ▶ 沖縄県

県別リンク

#### ● 当事者・家族会

- ・日本高次脳機能障害者友の会
- ・地域で共に生きるナノ
- ・日本失語症協議会
- ・日本脳卒中者友の会 東京支部

### 都道府県別ページへ移設

支援拠点機関	郵便番号	電話番号
北海道大学医学部脳神経科	060-8648	011-716-1161
NPO法人人口リハビリテーション協会	062-0051	011-858-5600
NPO法人Re-Alive	003-0023	011-868-7844
ふくろのりかばりー総合支援センター	003-0029	011-861-6353

支援拠点機関の日本地図 (Googleマップ) を掲載

## 〇〇県

国立障害者リハビリテーションセンター > 高次脳機能障害情報 > 支援センター > 高次脳機能障害相談窓口 > 〇〇県

#### ■ 支援拠点機関

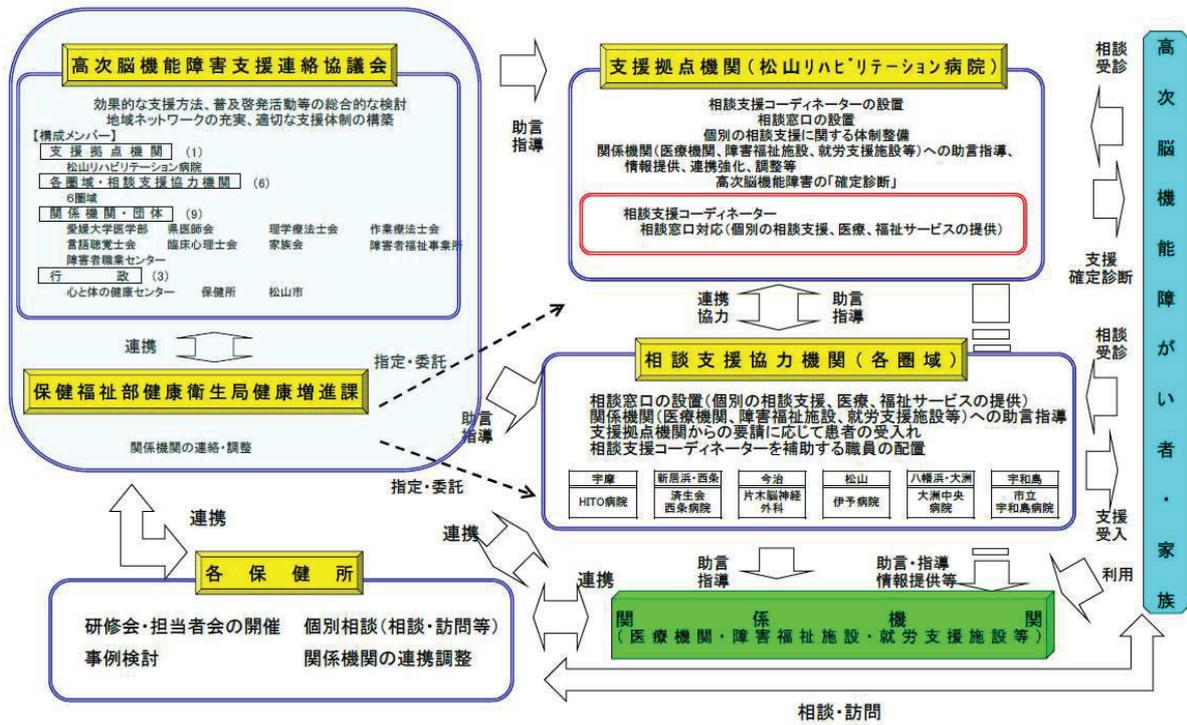
	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	〇〇〇〇〇〇			
2	〇〇〇〇〇〇			
3	〇〇〇〇〇〇			

- #### ■ 医療機関情報
- <https://www.----->
- #### ■ 高次脳機能障害に対応する支援機関情報
- <https://www.----->
- #### ■ 〇〇県庁のページ (高次脳機能障害関連)
- <https://www.----->
- #### ■ その他の情報 ※掲載情報募集
- (例) 支援体制図やパンフレットへのリンクなど

【愛媛県】  
高次脳機能障害支援体制

高次脳機能障害支援普及事業の概要

※ 愛媛県ウェブサイトより



国リハウェブサイト 都道府県別ページ(イメージ)

〇〇県

国立障害者リハビリテーションセンター > 高次脳機能障害情報・支援センター > 高次脳機能障害相談窓口 > 〇〇県

■ 支援拠点機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
1 <a href="#">〇〇〇〇〇〇</a>			
2 <a href="#">〇〇〇〇〇〇</a>			
3 <a href="#">〇〇〇〇〇〇</a>			

■ 医療機関情報  
<https://www.----->

■ 高次脳機能障害に対応する支援機関情報  
<https://www.----->

■ 〇〇県庁のページ(高次脳機能障害関連)  
<https://www.----->

■ その他の情報 ※掲載情報募集  
(例) 支援体制図やパンフレットへのリンクなど

【愛媛県】ウェブサイトによる情報提供

2.高次脳機能障害支援普及事業について

高次脳機能障害のある方に対し、的確かつ適切な支援を行うためには、標準的な診断技術の普及に加え、リハビリや社会復帰のためのプログラムの確立、支援システムの整備など多くの課題があります。

本県においては、平成20年度から「高次脳機能障害支援普及事業」に取り組んでおり、平成20年4月に支援拠点機関として松山リハビリテーション病院を指定し、同所に相談支援コーディネーターを配置しているほか、平成21年2月に圏域別の相談支援協力機関として6機関(HITO病院(旧石川病院)、済生会西条病院、片木脳神経外科、伊予病院、大洲中央病院、市立宇和島病院)を指定しました。

また、効果的な支援方法を検討するため、行政、関係機関・団体の担当者で構成する支援連絡協議会を平成21年2月に設置しているほか、支援方法等の普及啓発を目的とする研修会の開催、保健所での訪問相談等を行っています。

- 愛媛県高次脳機能障害支援普及事業の概要 (PDF:195KB)
- 高次脳機能障害診断基準ほか(国立障害者リハビリテーションセンターホームページ) (外部サイトへリンク)

3.相談支援窓口について

高次脳機能障害に関して、次の窓口で相談をお受けしております。

支援拠点機関

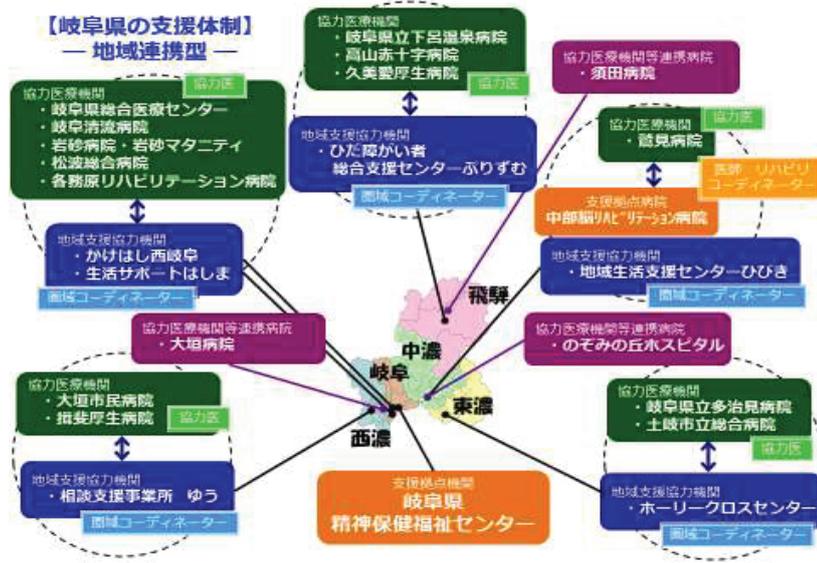
名称	所在地	電話番号
松山リハビリテーション病院 (外部サイトへリンク) 《高次脳機能障害支援室》	松山市高井町1211番地	089-975-7431(代表) 089-975-7427 (支援室直通)

相談支援協力機関

名称	所在地	電話番号
四国中央 HITO病院 《地域医療介護連携課》	四国中央市上分町788番地1	0896-58-2222
西条 済生会西条病院 《医療相談室》	西条市朝日市269-1	0897-55-5100
今治 片木脳神経外科	今治市別名274番地	0898-22-1102
松山 伊予病院 《医療福祉支援センター》	伊予市八倉906番地5	089-983-6877
八幡浜 大洲中央病院 《地域医療連携室》	大洲市東大洲5番地	0893-24-4551
宇和島 市立宇和島病院 《地域連携室》	宇和島市御殿町1番1号	0895-25-1111

【岐阜県】  
高次脳機能障害支援体制

※ 令和4年度第1回全国連絡協議会資料より



身近なところで医療を受けられることを目的として、「協力医療機関」(5圏域13医療機関)、「協力医療機関連携病院」(精神科病院3か所)を指定

支援拠点病院の中部脳リハビリテーション病院、各圏域の「地域支援協力機関」(相談支援事業所6か所)に相談業務を委託

国リハウェブサイト 都道府県別ページ(イメージ)

〇〇県

国立障害者リハビリテーションセンター > 高次脳機能障害情報・支援センター > 高次脳機能障害相談窓口 > 〇〇県

■ 支援拠点機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
1. 〇〇〇〇〇〇			
2. 〇〇〇〇〇〇			
3. 〇〇〇〇〇〇			

■ 医療機関情報  
<https://www.----->

■ 高次脳機能障害に対応する支援機関情報  
<https://www.----->

■ 〇〇県庁のページ(高次脳機能障害関連)  
<https://www.----->

■ その他の情報 ※掲載情報募集  
(例) 支援体制図やパンフレットへのリンクなど

【岐阜県】ウェブサイトによる情報提供

高次脳機能障がいに関するご案内(相談会、医療機関)

記事ID: 0187919 | 2022年5月30日更新

高次脳機能障がいとは

高次脳機能障がいは、交通事故等による頭部外傷や脳血管障害などに脳に損傷を受けたことによって起こる認知機能の障がいをいいます。高次脳機能障がいは、失語、失行、失認、記憶障害、注意障害、実行機能障害、社会的行動障害などがあり、社会生活への適応が困難となります。しかし、この障がいは身体の障がいを伴わないことも多く「見えぬ障がい」「隠された障がい」ともいわれ、障がいを知らない人からは誤解を生じるケースも少なくありません。そのため、この障がいについて広く普及啓発し、多くの方にとって理解していただくことが求められています。高次脳機能障がいを正しく理解していただくため、リーフレットの作成や研修会を開催するなど普及啓発を行っています。

高次脳機能障がいに係る個別相談会のご案内(完全予約制)

高次脳機能障害についての個別相談会を開始します。高次脳機能障害と診断されている方、病気や事故の後に「何が違う」と感じている方は、一度ご相談ください。完全予約制となりますので、(電話) 058-231-9724まで、ご連絡ください。

岐阜県高次脳機能障害支援事業協力医療機関・地域支援協力機関

平成24年1月に、各圏域ごとに「岐阜県高次脳機能障害支援事業協力医療機関及び地域支援協力機関」を指定しました。障がい者の方、お住まいに近いところで受診・相談することができます。

岐阜県高次脳機能障害支援事業協力医療機関・地域支援協力機関一覧(PDFファイル/149KB)

① 岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業 協力医療機関・担当医一覧表

協力医療機関	郵便番号	所在地	電話番号
【北濃圏域】 岐阜県総合医療センター 医療法人清光会 岐阜清流病院 医療法人社団友会 岐阜総合 岩砂マタニティ 社会医療法人豊原厚生会 松波総合病院 医療法人社団友会 各務原リハビリテーション病院	〒500-8717 〒501-1151 〒502-0812 〒501-6092 〒509-0124	岐阜市野一色4丁目6-1 岐阜市川部3丁目25 岐阜市八木1丁目7-1 羽島市笠和町田代195-1 各務原市扇山町4丁目6-2	058-246-1111 058-229-8111 058-231-0031 058-388-0111 058-384-9465
【中濃圏域】 大垣市立病院 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	〒503-8502 〒501-0890	大垣市南陽町4丁目8-6 揖斐郡揖斐川町三輪2247-4	0584-81-3341 0585-21-1111
【東濃圏域】 岐阜県立多治見病院 岐阜県立総合センター 土岐市立総合病院	〒507-8522 〒509-5193	多治見市朝陽町5丁目16-1 土岐市土岐津町土岐口703-24	0572-22-5311 0572-25-2111
【南濃圏域】 岐阜県立多治見病院 日本赤十字社 高山赤十字病院 揖斐総合センター 久美野厚生病院	〒509-2292 〒508-8550 〒508-8502	下高井町2211 高山市天満町3丁目11 高山市中山町1-1	0578-23-2222 0577-32-1111 0577-28-1115

◎ 岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業 支援施設病院・担当医 社会医療法人厚生会 中部脳リハビリテーション病院

② 岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業 協力医療機関等連携病院一覧表

協力医療機関等連携病院	郵便番号	所在地	電話番号
大垣病院 分厚内の丘ホスピタル 揖斐病院	〒503-0002 〒505-0004 〒509-4124	大垣市南陽町1-307 岐阜市津島町上土津3555 高山市扇野村山235-5	0584-78-3188 0574-25-3188 0577-72-2100

③ 岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業 地域支援協力機関一覧表

地域支援協力機関	郵便番号	所在地	電話番号
【北濃圏域】 障害福祉サービス事業所かけはし西岐阜 生活サポートはしま-相談支援センター	〒500-8381 〒501-6224	岐阜市橋3丁目11番16号 岐阜市庄木町大塚445番地	058-277-6113 058-392-2800
【中濃圏域】 相談支援事業所 ゆう	〒503-2123	不破郡垂井町 東郷2066-2	0584-84-2161
【東濃圏域】 地域生活支援センターひびき	〒505-0004	美濃加茂市峰野上 峰野3555	0574-25-1294
【南濃圏域】 指定相談事業所 ホーリークロスセンター	〒509-5141	土岐市美濃町3丁目2番地	0572-25-6002
【北濃圏域】 ひた隠れな相談支援センター ふりずむ	〒508-0025	高山市天満町4丁目64番地 第一ビル3階	0577-32-4280